財産処分手続ハンドブック

～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～

令和８年３月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課

目次

第１章 財産処分手続の概要

Q.1　財産処分手続について　・・・・1
Q.2　根拠法令等の全体像について　・・・・3
Q.3　補助金適正化法第 22 条について　・・・・5
Q.4　補助金適正化法施行令第 14 条について　・・・・8
Q.5　処分制限期間について　・・・10
Q.6　運用通知について　・・・14
Q.7　承認事項と報告事項の違いについて　・・・15
Q.8　財産処分手続の時期について　・・・16

第２章 建物編

第１節 令和８年３月通知の解釈

Q.9　令和８年３月通知のポイントについて　・・・17
Q.10　２(1) 廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合の財産処分手続について　・・・19
Q.11　３(1)①補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分について　・・・21
Q.12　報告事項１(1)災害により損壊した建物等の取壊しについて　・・・22
Q.13　報告事項１(2)危険建物等の危険改築事業によらない取壊しについて　・・・24
Q.14　報告事項１(3)保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な学校給食施設の改築事業によらない取壊しについて　・・・26
Q.15　報告事項１(4)取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊しについて　・・・27
Q.16　報告事項１(5)単独で改築する建物の取壊しについて　・・・28
Q.17　報告事項１(6)建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄について　・・・29
Q.18　報告事項１(7)やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった学校給食施設に付随する設備の廃棄について　・・・30
Q.19　報告事項２公共用又は公用に供する施設への転用について　・・・31
Q.20　報告事項２(1)統合等により廃校となった建物等の転用について　・・・32
Q.21　報告事項２(2)不適格改築事業の対象となった建物等の転用について　・・・33
Q.22　報告事項２(3)入居見込みのないへき地教職員住宅の転用について　・・・34
Q.23　報告事項３(1)認定こども園等に係る幼稚園の財産処分について(幼保連携型認定こども園に転用)　・・・35
Q.24　報告事項３(2)認定こども園等に係る幼稚園の財産処分について(幼稚園型認定こども園に転用等)　・・・36
Q.25　報告事項３(3)認定こども園等に係る幼稚園の財産処分について(乳児等通園支援事業所に転用等)　・・・37
Q.26　報告事項４(1)大規模改造に際し、保有控除建物への転用について　・・・38
Q.27　報告事項４(2)事情変更に伴う建物区分の変更について　・・・39
Q.28　報告事項４(3)期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付けについて　・・・40

Q.29　報告事項４(3)へき地教職員住宅への他の公立学校教職員等の一時的な入居について　・・・41
Q.30　報告事項４(4)特別支援学校、学びの多様化学校又は夜間中学の用に供するために行う建物等の転用等について　・・・43
Q.31　報告事項４(5)特別支援学校、学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分について　・・・45
Q.32　３(1)③合併市町村基本計画に基づく財産処分について　・・・46
Q.33　３(2)交付決定事項について　・・・47
Q.34　地域再生計画認定について　・・・49
Q.35　４(1)②基金積立てについて　・・・51
Q.36　４(1)③耐震補強事業、大規模改造事業(法令適合)又は防災機能強化事業(法令適合及び非構造部材)について　・・・52
Q.37　４(1)③補助事業完了直後に行う取壊しについて　・・・53
Q.38　４(1)④大規模改造事業(③を除く。)、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業(③を除く。)又は太陽光発電等導入事業について　・・・54
Q.39　４(1)④のうち、国庫納付を要しない事例の例外について　・・・56
Q.40　４(1)⑤幼稚園に係る財産処分について　・・・58
Q.41　４(1)⑥公私連携幼保連携型認定こども園に係る財産処分について　・・・59
Q.42　４(1)⑦学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄について　・・・60

第２節 手続の要否

Q.43　一時的な使用の考え方について　・・・61
Q.44　一時的な使用に当たらない場合について　・・・63
Q.45　財産処分後に再度学校として利用する場合について　・・・66
Q.46　空調設備整備臨時特例交付金を活用して空調設備等を整備した屋内運動場を交付目的以外に反して転用等する場合について　・・・67
Q.47　空調設備整備臨時特例交付金で整備した空調設備を学校の授業中、また放課後や休日等に使用することについて　・・・68
Q.48　学校開放の取扱いについて　・・・69
Q.49　公立学校施設災害復旧事業について　・・・70
Q.50　義務教育学校への転用について　・・・71

第３節 よくある質問

Q.51　補助事業完了後 10 年以内に財産処分が見込まれる場合の耐震補強事業について　・・・72
Q.52　廃校とする場合の地方自治法上の財産管理取扱いについて　・・・73
Q.53　市町村合併が見込まれる場合の大規模改造事業(教育内容)について　・・・74
Q.54　当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を後に行う際の取扱いについて　・・・75
Q.55　貸与期間を更新する場合の手続について　・・・77
Q.56　公共施設において使用料等を徴収する際の取扱いについて　・・・78
Q.57　学校統合を行う際の財産処分について　・・・79
Q.58　屋根貸し等により、太陽光パネルを設置する際の財産処分について　・・・80

Q.59　吊り天井を撤去する際の財産処分について　・・・82
Q.60　国庫補助を受けて建設された施設が移転補償の対象となった際の財産処分について　・・・83
Q.61　設備の取壊しや転用、移設に当たり必要な財産処分について　・・・84
Q.62　財産処分日の考え方について　・・・86
Q.63　財産処分関係書類の提出先について　・・・87
Q.64　所在を確認できない必要書類の取扱いについて　・・・88

第４節 国庫納付及び基金積立てについて
Q.65　国庫納付金額及び基金積立て額の算定方法について　・・・89
Q.66　処分制限期間と経過年数の考え方について　・・・98
Q.67　民間事業者の廃校活用に伴う国庫納付金の考え方について　・・101
Q.68　有償で譲渡(貸与)する場合の契約額への国庫納付金相当額の上乗せについて　・・102
Q.69　基金の設置や積立て時期について　・・103
Q.70　基金積立ての状況報告について　・・104
Q.71　基金の使用範囲について　・・105
Q.72　基金条例の設置について　・・106
Q.73　基金の分割積立てについて　・・107
Q.74　基金の取り崩しについて　・・109

第３章 用地編
Q.75　平成 20 年度通知のポイントについて　・・110
Q.76　換地の取扱いについて　・・112
Q.77　学校用地の基金積立ての取扱いについて　・・113

第４章 財産処分承認申請書及び報告書作成要領　・・114
１　財産処分承認申請書　作成要領
２　財産処分報告書　　作成要領

○　財産処分承認申請(報告)書 提出書類整理手順　・・124
○　財産処分手続別必要書類一覧(承認)　・・125
○　財産処分手続別必要書類一覧(報告)　・・126
○　参考:基金条例案　・・127
○　基金設置及び積立て状況調書(記載例)　・・128

第５章 財産処分手続でよくある誤り等　・・129
○　財産処分手続　書類提出前に確認していただきたいこと　・・130

参考資料　・・131
○　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（令和８年３月 31 日付け７文科施第 1190 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）　・・132
○　学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）　・・144
○　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直しについて　・・149

（令和２年 12 月 23 日付け２文科施第 343 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）
○　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直し及び提出方法並びに財産処分の承認書等の押印廃止について ‥155
（令和２年 12 月 23 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課事務連絡）
○　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について ‥157
（平成 20 年２月 29 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係長事務連絡）
○　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の更新手続に係る添付資料の取扱いについて ‥160
（平成 28 年３月 30 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係長事務連絡）
○　「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（通知）に関する補足説明について ‥162
（平成 25 年８月 21 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室事務連絡）
○　文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について ‥164
（令和２年 12 月 10 日付け２文科会第 920 号大臣官房会計課長通知）
○　補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について ‥171
（平成 20 年４月 10 日付け財計第 1087 号）

第１章 財産処分手続の概要

Q.1 財産処分手続とは何ですか。

A.1

○　公立学校施設整備費補助の目的は、公立学校の施設整備を促進し、もって義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することにあります。

しかし、国庫補助を受けて学校施設を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的に使用するのであれば、補助目的を達成できないことになります。そのため、処分制限期間(Q.5 参照)内に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要があります。この承認を得るための手続が財産処分手続です。

○　これは、補助目的の完全達成のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)第 22 条等の規定に基づき必要とされるものです。財産処分承認申請手続や国庫納付金の要否の判断基準については、学校施設の場合には「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和８年３月 31 日付け７文科施第 1190 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。P.132 参照)、学校用地の場合には「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等につい

て」(平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。P.144 参照)により明確化しています。

○　この承認に当たっては、文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。

○　財産処分の承認を得ないうちに、交付の目的に反して補助対象財産の転用等を行うことは、補助金適正化法に反することになります。

○　なお、次のいずれかに当てはまる場合には、財産処分手続を行う必要はありません。

- 国庫補助を受けずに整備した学校施設及び取得した用地の場合
- 交付の目的に反していない場合(Q.3 参照)
- 一時的な使用の場合(Q.43、Q.44 参照)
- 処分制限期間を経過した場合(Q.5 参照)
- 過去の財産処分手続において、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付した場合

Q.2 根拠法令等の全体像について教えてください。

A.2

○　財産処分手続の根拠法令等は、法律・政令・運用通知の３段構成となっています。

・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（Q.3 参照）

（財産の処分の制限）

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金適正化法施行令」という。）（Q.4 参照）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第７条第２項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

・ 運用通知(Q.6 参照)

① 建物について

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(P.132 参照)

② 用地について

学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について(P.144 参照)

Q.3 補助金適正化法第 22 条について教えてください。

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

A.3

○　施設整備のための補助金等の交付を受けて、交付目的どおり施設を建設したとしても、当初の目的どおり使用されなければ、補助金等の交付目的は達成できません。このため、補助金適正化法第 22 条では、補助事業完了後において、各省各庁の長の承認を受けずに交付目的外の処分を行うことを禁止しています。

○「補助事業者」

補助事業を行う者のことで、公立学校施設の整備事業においては、公立学校の設置者となる各地方公共団体(市区町村や都道府県)を指します。

○「補助事業」

国庫補助の交付対象となる事業を指します。

○「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」

・ 政令で定める財産とは、補助金適正化法施行令第 13

条で定めるものであり、不動産等が該当します。

・「取得し」とは、建物を新築、増築する場合や、買収により所有権を取得する場合をいいます。
・「効用の増加した」とは、改修や設備等の設置により経済的価値が増加した場合などをいいます。

○「各省各庁の長」

公立学校施設の整備事業においては、文部科学大臣です。

○「交付の目的に反して」

他の公共施設への転用や、所有権の移転、第三者への貸与、取壊し、補助時点とは異なる学校種として使用する場合など（小学校から中学校への転用など）を指します。

○「使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し」

地方公共団体が行う典型的な処分は、使用（転用）、譲渡、貸付け、取壊しです。

【参考】

補助金等適正化中央連絡会議決定（平成20年４月）において、財産処分とは、「補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等」と定義されています。(P.171 参照)

【参考】主な財産処分の種類(P.166 参照)

転　用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲　渡：補助対象財産の所有者の変更。

貸　付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し:補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

○「政令で定める場合」

補助金適正化法施行令第 14 条に記載されています。(Q.4 参照)

Q.4 補助金適正化法施行令第 14 条について教えてください。

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第７条第２項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

A.4

○ 補助金適正化法施行令第14条では、補助金適正化法第22 条で規定されている財産の処分の制限を適用しない場合について記載されています。具体的には、以下の２点です。

①「補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合」

補助金適正化法第７条第２項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額（処分財産の残存価額に対する補助金相当額(Q.65 参照)）を国に納付した場合は、結果的に取得財産は補助事業者が自己負担で取得したことになるため、財産処分手続は不要です。

（補助金等の交付の条件）

第７条

２　各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

なお、公立学校施設整備において、補助事業に伴い「相当の収益が生ずる」場合は想定されないため、本条文が適用されるケースはないものと考えられます。

② 「各省各庁の長が定める期間を経過した場合」

「各省各庁の長が定める期間」とは、「処分制限期間(Q.5 参照)」と呼ばれており、この期間を経過した場合は、物理的には価値が残っているものの、経済的な使用価値はなくなったとみなされるため、財産処分手続は不要です。

Q.5 補助金適正化法施行令第 14 条に記載されている「各省各庁の長が定める期間(処分制限期間)」について教えてください。

A.5

○　各省各庁の長が定める期間(以下、「処分制限期間」という。)とは、補助対象施設の経済的価値が残存するとみなされる期間のことです。この期間の算定に当たっては、補助対象施設の耐用年数を勘案することとされています。

具体的な処分制限期間としては、例えば、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、平成12年度以前の予算にかかる補助事業等により取得したものは 60 年、平成 13 年度以降の予算にかかる補助事業等により取得したものは 47 年となっています。このことは、補助金適正化法施行令第14条第１項第２号に基づき、文部科学大臣が定める告示に規定されています。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の名称	処分制限する財産の名称等			処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金 公立学校施設整備費負担金 安全･安心な学校づくり交付金 学校施設環境改善交付金 地域自主戦略交付金 沖縄振興公共投資交付金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 等	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	60	47
		屋内運動場	レンガ造､ブロック造､石造	45	38
		寄宿舎	鉄骨造	40	34
		教職員住宅	木造	24	22
			木骨モルタル造	22	20
		水泳プール		30	30
		鉄棒､バックネット		15	15
		塀(ブロック造のもの)		15	15
		塀(金属造のもの及び木造のもの)		10	10
		コンピュータ	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	6	4
		コンピュータ(サーバー用等)	その他のもの	6	5
		LAN		9	9
		LL 機器		10	10
		地デジ(アンテナ)(配線)		10	10
		火災報知器		8	8
		インターホン及び放送用設備		6	6
		電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6	6
			その他のもの	15	15
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15	15
		冷暖房設備	冷凍機の出力が 22kw 以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
		ボイラー設備		15	15
		エレベーター		17	17
		太陽光発電システム		－	17
		芝生		20	20

①昭和 60 年３月５日文部省告示第 28 号に基づく､平成 12 年度以前の予算に係る補助事業等により取得し､又は効用の増加した財産について適用する。

②平成 14 年３月 25 日文部科学省告示第 53 号に基づく､平成 13 年度以降の予算に係る補助事業等により取得し､又は効用の増加した財産について適用する。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表(学校給食施設関係)

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費) 安全・安心な学校づくり交付金 学校施設環境改善交付金 等	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブロック造	その他	45	38
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	40	34
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	30	27
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	20	19
			木造	W	24	22
			木骨モルタル造	その他	22	20
	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	28	25
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	20	19
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考 「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考 「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表(学校給食設備関係)

補助事業等名	処分制限財産の名称等		処分制限期間(年)	根拠
	区分	学校給食設備名		
公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費) 安全・安心な学校づくり交付金 学校施設環境改善交付金 等	附帯A	かま	5	器具及び備品／食事又は厨房用品／その他のもの
		上流し	5	
		下流し	5	
		調理台	5	
		食器洗浄機	9	機械及び装置／給食用設備
		食器消毒保管機	9	
		ボイラー	9	
		かくはん機(ミキサー)	9	
		野菜裁断機	9	
		球根皮むき機	9	
		揚物機	9	
		焼物機	9	
		蒸物機	9	
		冷蔵庫	9	
		真空冷却機	9	
		中心温度管理機能付調理機	9	
		エアカーテン	12	建物附属設備／エアカーテン
		エアシャワー	12	
		手指殺菌機	8	⇨ 器具及び備品／その他のもの／その他のもの
	附帯B	厨芥処理機	9	⇨ 機械及び装置／給食用設備
	附帯C	自家発電機	15	⇨ 機械及び装置／内燃力又はガスタービン発電設備
	附帯D	廃水処理施設【R造】	30	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／R造のもの
		廃水処理施設【S造】	15	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／S造のもの
	炊飯設備	炊飯機	9	機械及び装置／給食用設備
		洗米機	9	
		納米庫(米びつ)	9	
		食器浸漬槽	9	

※参考 「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

Q.6 運用通知について教えてください。

A.6

○　文部科学省では、「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」(平成20年6月16日付け20文科会第189号文部科学省大臣官房会計課長通知(令和2年12月10日付け一部改正)P.165参照)を定めています。

これを受けて、公立学校施設整備に係る学校施設及び学校用地について、別途運用通知を定めています。

学校施設については「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和8年3月31日付け7文科施第1190号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。P.132参照)、学校用地については「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け20文科施第121号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。P.144参照)により、詳細な取扱いが決まっています。

なお、文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。

具体的な内容については、第2章建物編・第3章用地編を御覧ください。

Q.7 承認事項と報告事項の違いについて教えてください。

A.7

○　国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に当たっては、文部科学大臣の承認を要することとなっていますが、承認申請手続の簡素化を図るため、補助事業完了後 10 年以上経過した財産の無償による処分の場合など、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」3 (1) (P. 133～P. 134 参照) で掲げられている事項については、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとして取り扱っています。

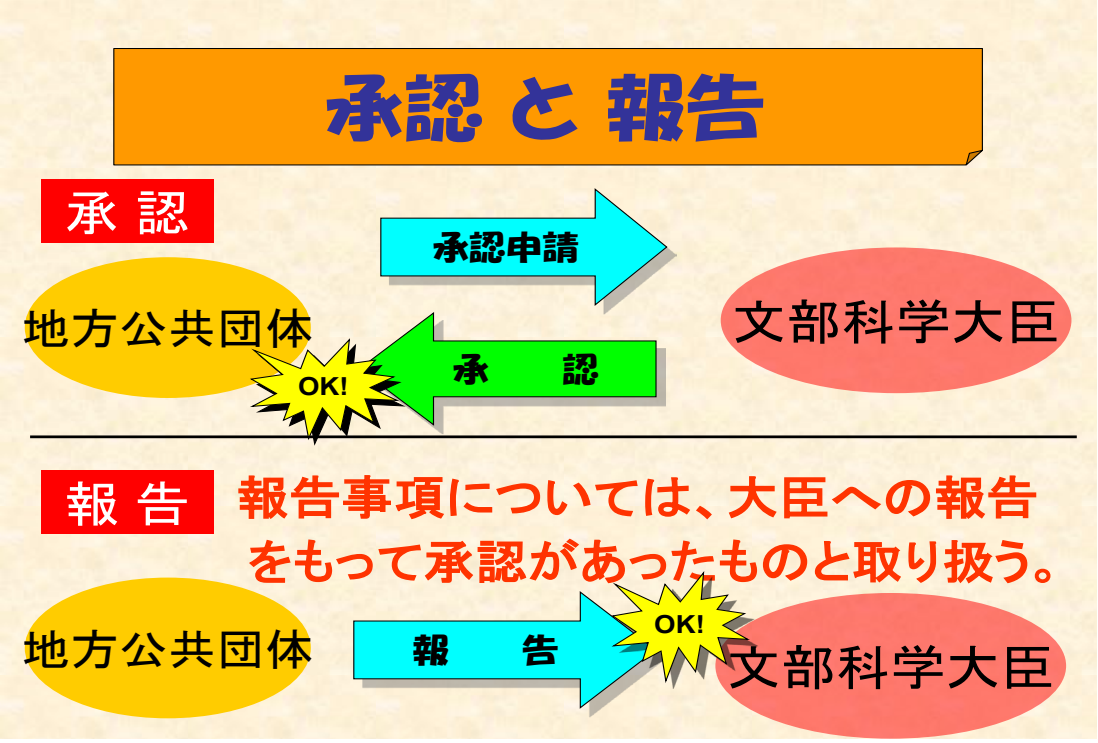

Q.8 財産処分手続は、いつ頃までに行う必要があるのでしょうか。

A.8

○　財産処分手続は、法令上事前に行う必要があります。このため、財産処分を行う前に十分な時間的余裕を持って承認申請書又は報告書を提出していただく必要があります。

文部科学省への提出時期の目安としては、承認申請書は処分予定時期の３か月前、報告書は２か月前となります。特に年度末・年度当初は全国からの申請が重なり、通常以上に審査に時間を要しますので計画的な申請をお願いします。

上記提出期限を過ぎた場合は、任意様式にて「顛末書、理由書」等を作成し、御提出ください。

上記期限によることのできない特別の事情がある場合には、随時、文部科学省に御相談ください。なお、財産処分の承認を得ないうちに転用等を行うことは、補助金適正化法第 22 条に反することとなりますので、上記期限にかかわらず、早期に書類を御提出いただきますようお願いします。申請に当たっては、経由機関となる都道府県教育委員会に相談しながら事務を進めてください。

Q.9「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」令和８年３月 31 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)のポイントについて教えてください。

A.9

○　令和８年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が本格実施されることに伴い、国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、乳児等通園支援事業所に転用等する場合について、報告事項一覧に追加しました。

○　なお、本運用通知については、財産処分日が通知発出日以降の財産処分の承認申請等から適用することとします。具体的には、財産処分日が通知発出日以降の案件について適用します。

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要

令和8年3月通知

適正化法第22条：国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要

期間：処分制限期間内

経過後：「処分制限期間」を経過した場合

財産処分内容	有償	無償									
	貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し									
	国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	国庫補助事業完了後10年未満				国庫補助事業完了後10年以上経過	・災害等により全壊等した建物等の取壊し及び廃棄 ・保健衛生等において不適当な学校給食施設の建物の取壊し ・単独で改築する建物の取壊し ・教職員住宅の無償による転用 ・教職員住宅の教職員以外の者への貸付け ・認定こども園等に係る幼稚園の財産処分（新制度対応） ・特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡 他	文部科学大臣が特に認める場合	交付決定事項 危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分で、当該建物の改築事業等の交付決定があった場合 建物の取壊しに係る財産処分で、津波移転改築に係る交付決定があった場合 建物の取壊しに係る財産処分で、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合 LAN等の取壊しであって、ネットワーク環境の改善を図るための機器の入れ替えを行う大規模改造事業又はGIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）に係る交付決定があった場合 他 ※ 国庫補助事業完了後5年以内の大規模改造事業、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。	内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	廃校施設等の改変を行わない一時的な転用又は貸与であり かつ公益に資する用に供する場合	過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
		右記以外での転用・貸与・譲渡・取壊し	耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）、防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。）	大規模改造事業、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業 ※国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。（国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。）		市町村合併計画に基づく場合						
通知の摘要	4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④		3(1)①	別表1	4(1)⑧	3(2)			
地方公共団体の手続	承認申請					大臣への報告			承認申請	承認手続不要			
承認の条件等 国庫納付金	有	無	有	無									
承認の条件等 基金積立		国庫納付金相当額以上の基金積立											

通知

Q.10「２(1) 廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用・貸与」でありかつ「公益に資する用に供する場合」の財産処分手続について教えてください。

A.10

○　平成 30 年度通知(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」平成 31 年１月７日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。以下同じ。)以降、廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合については、財産処分手続を不要としています。

○　「廃校施設等」

廃校施設のほか、休校施設も含みます。

○　「改変を伴わない」

簡単に原状復帰できる状態を指します。

○　「一時的」

１年以内を指します。

なお、現在学校施設となっている施設については、「放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分手続を不要」としています(Q.43 参照)。

また、「他の用途の専用として活用しており、当該年度において学校教育目的として使用していない場合」で

も「１年以内の使用であれば(中略)財産処分手続を不要」としています(Q.44 参照)。

廃校施設等に関しても同様、１年以内の使用であれば、財産処分手続不要としています。

○ 「公益に資する用に供する場合」

観光等の経済効果の創出や、地域の活性化等、廃校施設等を一時的に使用することで、公益が生まれることを指します。

「公益に資する用」に該当しない事例としては、たとえば、個人の所有物として一時的に廃校施設等を利用し、個人の収益のみを挙げ、地域に経済効果等をもたらさないような使用等が挙げられます。

なお、のちに「公益に資する用」に該当しない使用用途にもかかわらず一時的な使用と判断して財産処分手続を行わなかったことが明らかとなった場合には、補助金適正化法第 22 条に反したものと判断することも考えられますので、御留意ください。

Q.11「３(1)①国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による財産処分」について教えてください。

A.11

○　補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)については、相手方を問わず国庫納付金を要さない取扱いとし、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなすこととしています。

○ 建物(運用細目※第 1-2)

校舎、屋内運動場及び寄宿舎

○ 建物以外の工作物(運用細目※第 1-7)

土地に定着する工作物のうち、建物及び土地造成施設を除いたもの(例:プロパン庫、自家用電気工作物)

○ 設備

建物と一体で整備した設備(例:衛生設備、電気設備、消防用設備、空調設備)

※　公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q.12　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(1) 災害又は火災等により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄

A.12

○　災害や火災によって、全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取り壊しや廃棄する場合も財産処分手続が必要ですが、この手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

○ 全壊、全焼、流失(運用細目※第 1-52)

建物が滅失した状態、又は、建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいいます。

○ 半壊、半焼(運用細目※第 1-53)

建物の構造部分が被害を受け全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいいます。

なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなします。

○ 建物等

３(1)①に記載のある「建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備」のことです。(Q.11 参照)

※　公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q.13　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し

A.13

○　危険建物又は不適格建物として改築事業等による取壊しの対象となった建物は、工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助申請に係る年度に行う場合、当該建物の改築事業等の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。(Q.33 参照)

しかし、取壊しについて当該改築事業等に係る交付決定を受けずに、あらかじめ行うような場合は、別途、財産処分手続が必要です。この場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

○ 危険建物(運用細目※第 1-47)

建物の耐力度調査の結果、耐力度が、木造についてはおおむね 5,500 点以下、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等については、おおむね 4,500 点以下になった建物のことです。

○ 危険建物に準ずる建物(運用細目※第 1-48)

不適格建物のことです。

① 耐震力不足であるもの

② 教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るために全面改築を行わなければならない建物で全面改築条件を満たすもの

③ 校地の有効利用等の観点から適正配置を行わなければならない建物で適正配置条件を満たすもの

○ 当該年度の補助申請に関連のない建物

当該財産処分に係る年度に補助申請をしない場合をいいます。(主に事前取壊し等)

※ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q.14　3(1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な学校給食施設の建物のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し

A.14

○　保健衛生上、機能上、学校管理運営上不適当と文部科学大臣が認める学校給食施設の改築事業等による取壊しの対象となった建物は、工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助申請に係る年度に行う場合、当該建物の改築事業等の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。(Q.33 参照)

しかし、取壊しについて当該改築事業等に係る交付決定を受けずに、あらかじめ行うような場合は、別途、財産処分手続が必要です。この場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

○ 当該年度の補助申請に関連のない建物

当該財産処分に係る年度に補助申請をしない場合をいいます。(主に事前取壊し等)

Q.15　3(1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し

A.15

○　「他の国庫補助事業」とは、運用通知中「1　対象となる補助金等」において対象としている補助金以外の全ての補助事業のこと(例:防音工事(防衛省))をいいます。(P.132～P.133 参照)

この場合も従前の建物を取り壊すことについて財産処分手続が必要ですが、補助事業完了後 10 年未経過であっても、文部科学大臣への「報告」により行うことができます。

Q.16　3(1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）

A.16

○　設置者の単独事業として改築を行う場合、既存建物の取壊しに係る財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

ただし、この場合、国庫補助を受けて整備した取壊し予定建物の面積以上を設置者が自ら復旧することが必要です。

なお、「災害による損壊若しくは火災により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等」に該当しない建物を単独で改築する場合には、本項目は適用できません。

Q.17　3(1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(6)　(1)から(5)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

A.17

○　(1)から(5)までに該当する建物の取壊しを行うに当たり、建物以外の工作物や設備を除去しないと建物本体の取壊しが行えない場合には、補助事業完了後 10 年未経過であっても、これらの工作物の取壊しや設備の廃棄に係る財産処分手続を大臣への「報告」により行うことができます。

Q.18　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄

(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備(学校給食施設に付随するものに限る。)の廃棄

A.18

○　処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった学校給食施設に付随する設備の廃棄に係る財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

Q.19　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

２　公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

の「転用」の指す範囲を教えてください。

A.19

○　この「転用」には、貸与であっても、営利を目的とし又は利益をあげるものでなければ、これを含むものとします。

Q.20　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

２　公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(1) 統合又は別敷地移転等により廃校(廃園)となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用

A.20

○　以下のような場合、旧敷地に置き去りとなりやむを得ず使用されなくなる校舎等の転用に当たっては、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。(Q.57 参照)

この場合、補助事業の交付決定を受けていることが条件となります。

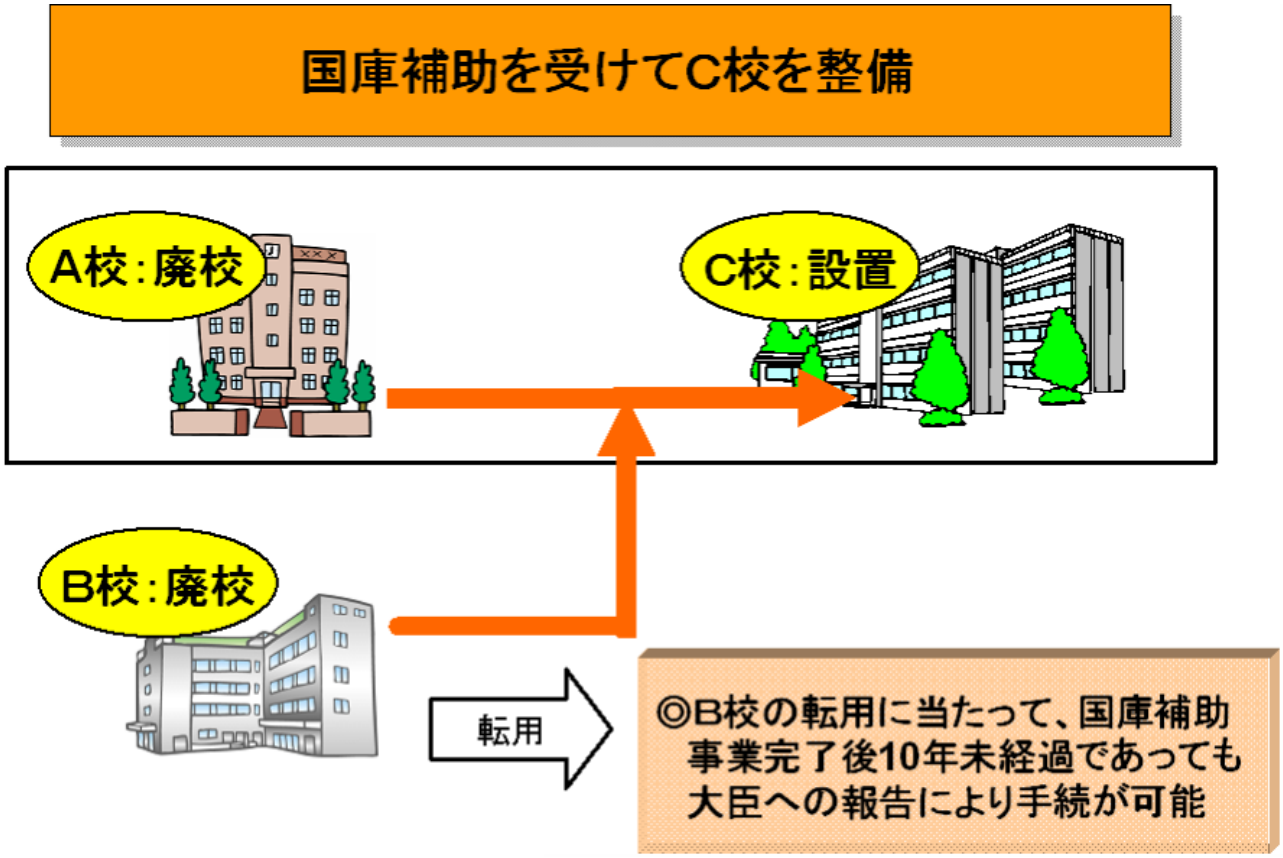

Q.21　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

２　公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(2) 学校教育を行うには著しく不適当で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用

A.21

○「学校教育を行うには著しく不適当で、その改築が国庫補助の対象となった建物」

不適格改築の国庫補助対象となった建物をいいます。

○　不適格改築の国庫補助を受けて新校舎等を整備する際、旧校舎等については、速やかに取り壊すのが原則ですが、交付条件を変更して取壊し免除の承認を受けた場合、他の施設に転用する際の財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

○　なお、取壊し免除の承認を受けるためには、別途手続が必要です。

Q.22　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

２　公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用

A.22

○　「地域事情等により入居見込みのない」とは、教職員住宅の属する学校が休校や廃校となっている場合や、交通機関の整備等により恒常的に入居者のいない状態にあり、今後も入居が見込まれないものをいいます。

○　このような教職員住宅を転用する場合、財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

Q.23　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

３　認定こども園等に係る幼稚園の以下の財産処分

(1) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。

A.23

○　この内容は、公立幼稚園を公立幼保連携型認定こども園に円滑に移行できるよう定めたものです。

○　補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の全部等を活用して、公立幼保連携型認定こども園となる場合であれば、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

○ 園舎の全部等

園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備のことです。

Q.24　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

3　認定こども園等に係る幼稚園の以下の財産処分

(2) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。

A.24

○　この内容は、公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に円滑に移行できるよう定めたものです。

○　補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の園舎の一部等を認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより幼稚園型認定こども園となる場合であれば、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

○ 園舎の一部等

園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備のことです。

Q.25　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

3　認定こども園等に係る幼稚園の以下の財産処分

(3) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、乳児等通園支援事業所に転用し、又は乳児等通園支援事業所を設置するために他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡するもの。

A.25

○　この内容は、公立幼稚園の施設の一部を乳児等通園支援事業として活用しやすくするよう定めたものです。

○　補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の園舎の一部等を乳児等通園支援事業所に転用し、又は乳児等通園支援事業所を設置するために他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡する場合であれば、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

○ 園舎の一部等

園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備のことです。

Q.26　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(1) 大規模改造に際し、保有控除建物への転用

A.26

○　大規模改造事業を実施する際、当該建物の全部又は一部を保有控除建物へ転用する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

【参考】保有面積の控除(運用細目※第 2-7-(6))

既存の建物に次に掲げる部分がある場合は、新築(災害復旧の場合を除く。)増築及び改築の資格面積の算定において、当該部分の面積を保有面積から控除することができます。

ア 武道場

イ 専用講堂(固定椅子等があって、体育の用に供しえないもの)

ウ 不適格屋内運動場(木造校舎の一部を使うなど講堂兼屋内運動場としているもので、体育の用に供するには、機能上不適格なもの)

エ 特別活動を行うための独立した建物(部室を除く。)

オ プール専用付属室

カ 地域・学校連携施設(校舎及び学校体育施設の開放に資するために設けられている施設)

キ へき地小中学校児童生徒用浴室

ク 専用食堂(寄宿舎の食堂を除く。)

ケ 給食室(給食ﾘﾌﾄ及び給食受入れに必要な配膳室を除く。)

※　公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

※　ウへの転用は事実上考えられないことから、報告事項４(1)はウを除くものとしている。

Q.27　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(2) 事情変更に伴う建物区分の変更

A.27

○　事後の事情により、これまでとは別の用途に供するため建物区分を変更する場合の財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

なお、建物区分の変更ではなく、保有控除建物への転用の場合には Q.26 参照のこと。

【参考(例)】

・校舎の一部を部室として使用する場合

Q.28　3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け

A.28

○　将来的には入居が見込まれるが、現に空き家となっている教職員住宅について、有効利用を図る観点から、当該教職員住宅に係る学校に属する教職員以外の者へ期限を限って入居貸付けを行う場合も、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。その際、教職員の入居に影響がないよう留意してください。

○　「期限を限った」とは１年を超える場合を指し、「教職員以外の者」とはへき地教職員住宅が設置されている公立学校に勤務する教職員以外の者をいいます。

○　例えば、当該へき地教職員住宅が設置されている公立学校とは別のへき地学校でない学校に勤務している同一市町村の教職員や民間企業の会社員に対して、２年間の期限を限った入居、貸付けが考えられます。

○　なお、同一市町村の他のへき地学校に勤務する教職員が入居する場合は、当該学校に勤務する教職員でない場合であっても、その財産処分手続は不要としております。

Q.29　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(3)(注)当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要

A.29

○　他の公立学校の教職員等

　へき地教職員住宅が設置されている公立学校とは別の公立学校に勤務する同一地方公共団体の教職員等のことをいいます。

○　一時的な入居

　１年を超えない場合を指し、事務の簡素化を図り、実務上財産処分手続を要しないこととしています。また、１年とは入居する一人一人の者に着目して判断することとなります。このため、複数の者が合計して１年を超えてもそれぞれが１年を超えなければ財産処分手続は不要です。

○　　例えば、同一市町村の他の公立学校の教職員Ａが、平成 26 年４月１日から平成 27 年１月 31 日まで入居し、その後、同一市町村の他の公立学校の教職員Ｂが、平成 27 年２月１日から同年６月 23 日まで入居している場合については、手続は不要です。

○　なお、へき地学校の教職員(ALT 等を含む。)の身分にないものが入居する場合であっても、当該貸付け期間が１年未満の場合には手続は不要です。

	１年以上の入居貸付け	１年未満の入居貸付け
へき地学校の教職員	手続不要	手続不要
へき地学校以外の教職員	報告	手続不要
教職員の身分にない者	報告	手続不要

Q.30　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(4) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡

A.30

○　この内容は、特別支援学校の教室不足に対応するため、平成 27 年度通知(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」平成 27 年７月１日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下同じ。)で追加した項目です。

○　また、学びの多様化学校又は夜間中学の設置促進等を図るため、令和６年５月通知(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」令和６年５月 31 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。以下同じ。)において、「不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校」を項目に追加しています。

○　具体的には、廃校や余裕教室等の既存施設を、特別支援学校、学びの多様化学校又は夜間中学に転用若しくは

無償で貸与又は譲渡する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても財産処分手続は、大臣への「報告」により行うことができます。

Q.31　３(1)②報告事項一覧について教えてください。

４　その他

(5) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分

A.31

○　学校施設環境改善交付金の「特別支援学校の用に供する既存施設の改修」事業により整備した特別支援学校が、児童生徒数の減少等の理由により不要になった際、当該施設を無償で財産処分する場合、補助事業完了後10年未経過であっても、財産処分手続は、大臣への「報告」により行うことができます。

ただし、当該特別支援学校の教室不足が解消されている場合に限られます。

○　また、学校施設環境改善交付金の「不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修」事業により整備した学びの多様化学校又は夜間中学が、地域内の不登校児童生徒数の減少等により不要になった際、当該施設を無償で財産処分する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は、大臣への「報告」により行うことができます。

Q.32「３(1)③国庫補助事業完了後 10 年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律に規定する合併市町村基本計画に基づくもの」について教えてください。

A.32

○　補助事業完了後 10 年未満の建物等の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)で、市町村合併に伴う財産処分については、次の要件を満たす場合、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

・ 市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

○　なお、合併市町村基本計画に具体的な学校名の記載がされていない場合は、財産処分の対象となる学校を特定するため、関連資料を提出していただく必要があります。

Q.33「３(2)交付決定事項」について教えてください。

A.33

○　３(2)①について、危険改築、不適格改築、津波移転改築の対象となった建物等は、改築工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。しかし、当該工事を実施する場合であっても、当該改築事業に係る補助年度以前に、あらかじめ取り壊す場合には、別途、財産処分手続が必要です。この場合、当該取壊しについては、大臣への「報告」により行うことができます。(Q.13 参照)

○　また、例えば、統合事業における解体撤去工事の対象となった保有控除建物の取壊しについては、当該事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

○　また、学校給食施設の新増改築事業において、敷地狭あい等による従前の建物(学校給食施設の建物に限る。)の一部又は全部の取壊しや、保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物(学校給食施設の建物に限る。)の一部又は全部の取壊しについては、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

○　３(2)②について、長寿命化改良事業によって建物の一部取壊し(減築)を行う等の場合には、当該事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

○　３(2)③について、過去に大規模改造(校内 LAN)や公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等で整備した機器を取り壊す場合は、ネットワークアセスメントを実施したうえネットワーク環境の改善を図るための機器の入れ替えを行う大規模改造事業又は GIGA スクール構想支援体制整備事業(学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。)に係る交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

・ 既存の機器の性能が不足しておらず、ネットワーク環境の改善が不要である場合など、上記によらない場合において、処分制限期間内に機器の取壊し等を行う場合は財産処分手続が必要となります。

○　①若しくは②の建物又は③の LAN 等の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄については、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

○　なお、補助事業により整備した学校施設等が短期間で使用されなくなること等がないように、中長期的な見通しを踏まえた施設整備を行うよう留意することが必要です。

Q.34 「(注２)地域再生計画認定」について教えてください。

A.34

○　地域再生法に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

詳細は「内閣府地方創生推進事務局ホームページ(地域再生計画の認定申請について)」を御覧ください。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html

○　内閣総理大臣の認定を受けたものは、補助事業完了後10年未経過であっても、転用又は無償による貸与であれば、文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、手続不要となります。

○　地域再生法に基づく認定には、財産処分承認(報告)申請と同様の根拠資料が必要になります。

地域再生のための廃校施設の有効活用の促進について

地域力の回復

地域再生計画の策定

遊休施設の活用

民間活力の導入

内閣総理大臣による認定

地域再生に向けた支援措置

廃校施設がいつでも、誰でも利用可能

補助事業完了後 10年未経過

民間事業者等による活用

無償による処分

国庫納付金を免除

廃校施設の有効活用の促進

・観光施設
・物産展示場
など

地域雇用の創造

・ベンチャーオフィス
・特産品加工施設
など

地域経済の活性化

地域再生

手続きは内閣官房経由で行う

廃校施設を使って地域再生のための事業をしたい！

地域再生計画
・支援措置A0801
・支援措置 ・・・・・
・支援措置 ・・・・・

地域再生計画に認定申請マニュアル（各論）15-2の様式1を添付して提出

②支援措置の同意協議

①認定申請

地方公共団体

内閣府 地方創生推進事務局

文部科学省

④内閣総理大臣による認定

③文部科学大臣の同意

※ 市区町村は、都道府県教育委員会を経由せずに、内閣府地方創生推進事務局へ直接申請書を提出します。

地域再生プログラム

支援措置番号 A0801（担当省庁）文部科学省
補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

支援措置番号 00000（担当省庁）〇〇〇〇〇

支援措置番号 00000（担当省庁）〇〇〇〇〇

Q.35「４(1)②国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの」について教えてください。

A.35

○　有償による財産処分で次の要件を全て満たす場合、処分の相手方や内容(貸与・譲渡)を問わず、国庫納付金を要さない取扱いとしています。

- 補助事業完了後 10 年以上経過した施設であること
- 国庫納付金相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てること(Q.65、Q.69～Q.74 参照)

Q.36「４(1)③耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る。)又は防災機能強化事業(法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。)を実施した建物の無償による財産処分」について教えてください。

A.36

○　耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る。)又は防災機能強化事業(法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。)は、児童生徒の安全確保のためやむを得ず行うものであることから、補助事業完了後 10 年未経過であっても、無償で処分する場合には、承認申請の上、原則として国庫への納付を不要とする取扱いとしています。

このため、近い将来に学校統合を控えている場合でも、これらの事業の実施により児童生徒の安全が早期に確保できます。

○　なお、当該補助事業完了直後に取壊しを行う場合など、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。(Q.37 参照)

【参考】法令等に適合させるための工事(主な事例)

＜大規模改造事業＞

・石綿、PCB 対策工事

・消防法等の法令の規定(市町村等における条例等も含む。)に適合させるための改造工事

＜防災機能強化事業＞

・ブロック塀等の安全対策工事

・既設エレベーターの防災対策に必要な工事(戸開走行保護装置の設置、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強装置等の防災機能向上に資する機能の付加。)

Q.37　４(1)③における「補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない」について教えてください。

A.37

○　耐震補強事業や大規模改造事業の補助効果があまりにも短期間で滅失することのないようにとの趣旨です。

特に、取壊しについては、当初の補助効果が完全に滅失してしまうため、短期間で取り壊さざるを得ない状況等を個別審査した上で、国庫納付金免除が妥当かどうかを判断することとなります。

期間については、このように個別の事情が考えられることから明示しておりません。詳細は担当課(Q.63参照)へお問い合わせください。

なお、４(1)③に該当する転用、無償による貸与又は譲渡については、経過年数を問わず、承認申請の上、原則として国庫への納付を不要とする取扱いとしています。

Q.38「４(1)④国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業(上記③を除く。)、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業(上記③を除く。)又は太陽光発電等導入事業で、３(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」について教えてください。

A.38

○　補助事業完了後 10 年未満の国庫補助に係る財産処分については、原則国庫納付が必要となりますが、補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の財産処分と併行してやむを得ず処分を行う場合には、国庫への納付を不要とします。（無償による財産処分の場合に限る。）

○　ただし、当該補助事業（補助事業完了後 10 年未満の国庫補助）については、３(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う処分としているとおり、３(1)①の財産処分の対象である建物への国庫補助と物理的に切り離せない関係にある必要があります。そのため、補助事業の効用が建物全体に及ぶ３(1)①に該当する事業であっても、実際の施工箇所が、その後に行った大規模改造事業等の施工箇所と物理的に切り離せない関係にあると認められない場合には、当該大規模改造事業等に４(1)④を適用することはできません。

○　なお、当該補助事業完了後５年以内に取壊し又は改築を行う場合など、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。

Q.39「４(1)④国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業(上記③を除く。)、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業(上記③を除く。)又は太陽光発電等導入事業で、３(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」のうち、国庫納付を要しない事例の例外について教えてください。

A.39

○　平成 27 年度通知以前は、４(1)④により、国庫補助事業完了後 10 年未満の無償による処分の場合、当該財産処分が以下の条件に当てはまる場合、国庫納付免除の承認案件としていました。

・大規模改造事業(法令などに適合させるための工事以外)
・防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事以外)
・太陽光発電等導入事業

で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分(補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。)

○　しかしながら、近年、学校再編計画の計画段階に大規模改造事業が実施され、その後、再編計画の内容変更等を経て、結果として当該校舎が取り壊されたり全面改築

されたりする事例が全国で複数みられるようになりました。

そこで、平成 30 年度通知より、公立学校施設整備補助の予算執行の適正化の観点から、国庫補助事業完了後５年以内に改築又は取壊しを行う事案に関しては、国庫納付免除規定を廃止し、国庫補助金相当額の納付を求めることとしました。

＜問題となった案件の例＞

	工事の経緯	再編計画等の動き
平成 25 年３月		「学校再編計画」策定 ※ 校舎は大規模改修を予定
平成 26 年度	大規模改造事業(空調)実施	
平成 27 年度		校舎の取壊し・全面改築を決定
平成 30 年４月	取壊し	
令和２年４月	新校舎完成	

○　なお、４(1)④から国庫補助事業完了後５年以内の改築又は取壊し案件を除外するに伴い、３(2)交付決定事項からも、国庫補助事業完了後５年以内の

・大規模改造事業(法令などに適合させるための工事以外)
・防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事以外)
・太陽光発電等導入事業
(※)

の取壊し又は改築を行う場合を除くものとしました。

※令和６年５月通知、令和７年３月通知において、以下を追加

・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業
・防災機能強化事業(法令などに適合させるための工事)
・空調設備整備事業
・GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）

Q.40　４(1)⑤幼稚園に係る財産処分について教えてください。

A.40

○　補助事業完了後10年未満の公立幼稚園の設置者が、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を保育所に転用する場合や他の地方公共団体、学校法人、社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡して保育所を設置する場合で、以下の条件を満たすものは、承認申請の上、国庫への納付を不要とする取扱いとなっています。

① 園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

② 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

Q.41　4 (1)⑥公私連携幼保連携型認定こども園に係る財産処分について教えてください。

A.41

○　この内容は、公立幼稚園の園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の全部等」という。）を活用し、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することを促進できるよう定めたものです。

○　公立幼稚園園舎の全部等を他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となる場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣の承認を得れば国庫への納付を不要としています。

【参考】公私連携幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条の規定により、市町村から指定された学校法人又は社会福祉法人が当該市町村と締結する協定に基づき、当該市町村から必要な施設設備の貸付け・譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育・保育等を行う幼保連携型認定こども園のことです。

Q.42 「４(1)⑦学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄」について教えてください。

A.42

○　学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過し、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄を行う場合には、承認申請の上、国庫への納付を不要とする取扱いとなっています。

第２節 手続の要否

Q.43 一時的な使用の場合は財産処分手続が不要とされていますが、どのような状態を一時的な使用というのか教えてください。

A.43

○　放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分手続を不要としています。

○　この場合の「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合のことです。

【参考（例）】

屋内運動場を毎週水曜日と金曜日の放課後の時間帯のみ、地域の団体に貸与している場合

○　学校教育目的として毎日使用していなかったとしても、その使用頻度で学校教育の目的が達成できるのであれば、一時的な使用ということができます。

○　ただし、学校施設としての使用状況について、疑義が生じる場合に備えて、年度ごとに学校教育目的で使用している状態を記録するなどしておくことが望ましいです。

○　なお、公立の学校給食施設についても、一時的な使用の場合は財産処分手続不要です。ただし、学校給食施設を一時的に学校給食以外の用に供する場合には、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）も踏まえつつ、学校給食に支障がないことを確認する必要があります。

【参考（例）】

・夏季休業中、学童保育所に学校給食施設を活用し昼食を提供する場合

・災害発生時に、学校給食施設を炊き出し等のために一時的に使用する場合

Q.44「一時的な使用」とはいえず、財産処分手続が必要となる場合について教えてください。

A.44

○　他の用途の専用として活用しており、当該年度において学校教育目的として使用しない場合は、財産処分手続が必要となります。

【参考(例)】

日中、学校教育目的として使用していない教室について、放課後の時間帯を、放課後児童クラブの専用として活用する場合

○　なお、前述の場合においても、１年以内の使用であれば、学校教育目的としての用途・目的を妨げない限度において、財産処分手続を不要としています。

【参考(例)】

・公民館の耐震補強工事に伴い、10 か月間、学校の余裕教室を公民館として使用する場合

・自治会の行事及びその準備の場として数日間使用する場合

○　ただし、１年以内の貸借期間であっても、実態上、貸借期間が１年を超えるような期間の更新が見込まれるのであれば、一時的な使用とはいえず、別の用途として使用開始した時点に遡って財産処分手続を行う必要があります。

【参考(例)】

放課後児童クラブ専用室として１年間の使用許可を受けていたが、それを更新する場合(当初更新の可否が不明な場合にあっては、契約が１年以内であっても財産処分手続を行ってください。当初は明らかに１年以内で契約が終了する予定であったものがやむを得ない事由により結果として１年以上の使用を行わざるを得なくなった場合、速やかに担当課に御連絡ください。)

○　また、１年単位で行うものであっても、実態として複数年にわたって使用する場合には、期間を更新することになるため、都度、財産処分手続を行う必要がありますので、御留意ください。
(２回目以降の更新の場合の財産処分手続については、Q.55 を御参照ください。)

【参考(例)】

ある小学校の余裕教室を、３年間にわたって、放課後児童クラブ専用室として使用する許可を受けたが、その許可は、年度ごとに更新するものである場合には、初年度に財産処分手続を行うとともに、２年度目以降についても、更新する期間について再度申請又は報告を行う必要がある。

○　なお、廃校や休校により、学校施設全体が学校教育目的で使用されていない場合においても、有償・無償を問わず、１年以内の転用及び貸与については、公益に資するものに限り、財産処分手続を不要とします。(Q.10 参照)

のちに「公益に資するもの」に該当しない使用用途にもかかわらず一時的な使用と判断して財産処分手続を

行わなかったことが明らかとなった場合には、補助金適正化法第 22 条に反したものと判断することも考えられますので、御留意ください。

Q.45 財産処分後に再度学校として使用することになった場合、手続は必要でしょうか。

A.45

○　財産処分は「補助金の交付目的に反して処分を行う」場合に必要となる手続であることを鑑みると、教育目的で補助を受けている学校を財産処分後に再び当初の目的で使用する場合には、手続は不要となります。

ただし、中学校として使用していた建物を小学校に転用するなど、補助時点とは異なる学校種(※)として使用する場合等には、財産処分手続が必要となります。

※小学校若しくは中学校から義務教育学校に転用する場合又は、義務教育学校から小学校若しくは中学校に転用する場合は手続不要。(Q.50 参照)

Q.46 空調設備整備臨時特例交付金を活用して空調設備等を整備した屋内運動場を交付目的に反して転用等する場合について教えてください。

A.46

○　空調設備整備臨時特例交付金を活用して空調設備等を整備した屋内運動場を、交付目的に反して転用等する場合においても、運用通知に基づいて財産処分手続が必要となります。

なお、財産処分手続を行った場合には、その時点で避難所指定の解除も含めた目的外利用を認めたことになるため、交付要綱第７条第３項の規定は適用されません。

学校の屋内運動場としては使用し続けるが、避難所の指定を解除する場合には、交付要綱第７条第３項の規定に該当し、国庫納付が必要となる場合があります。

Q.47 空調設備整備臨時特例交付金で整備した空調設備を学校の授業中、また放課後や休日等に使用することは可能でしょうか。

A.47

○　空調設備整備臨時特例交付金により整備した空調設備については、避難所における使用のみならず、学校教育活動における使用も可能です。

また、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、放課後や休日等に、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合においても、当該空調設備を使用することも可能です(一時的な使用の場合は財産処分手続は不要)。

※空調設備整備臨時特例交付金に係る事業完了後において、当該事業に係る学校が避難所指定校でなくなったときは、財産処分手続とは別に、交付要綱第７の３の手続が必要となります。

Q.48 廃校となる前に学校開放をしていた屋内運動場を、廃校後も社会体育施設等として継続的に活用する場合、財産処分手続は必要なのでしょうか。

A.48

○　廃校後も社会体育施設等として継続的に活用する場合、学校教育目的で使用されず、実態上、社会体育専用の施設となるため、手続が必要となります。

なお、廃校前に放課後や夜間等の学校としては使用していない時間帯に学校開放事業が行われていた場合、廃校となる前までの期間については一時的な使用となり手続は不要ですが(Q.43参照)、廃校後の期間については手続が必要となる場合があります。(Q.44参照)

【参考(例)】

屋内運動場を毎週水曜日と金曜日の放課後の時間帯のみ、地域の団体に貸与している場合、学校教育に支障のない範囲の使用であるため、一時的な使用となり手続は不要。

この学校について、廃校となった後も継続的に貸与を行う場合、学校が教育目的で使用されていないため、廃校後の期間については手続が必要。

Q.49 公立学校施設災害復旧事業により復旧した施設については、転用・貸与・譲渡等に際して財産処分手続が必要となるのでしょうか。

A.49

○　災害復旧事業のうち、被災した施設を原形復旧により復旧したものについては、補助金適正化法第 22 条に定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」に該当しないため、財産処分手続は不要です。復旧した建物等を転用・貸与・譲渡等する場合には、災害復旧以外の事業(新増築や大規模改造等)についてのみ手続を行ってください。

なお、新築復旧した場合などには、災害復旧事業や、その後に実施した大規模改造等について財産処分手続が必要となりますので御注意ください。

Q.50 公立の小中学校を義務教育学校へ転用する場合の財産処分手続について教えてください。

A.50

○　国庫補助を受けて整備された公立小中学校施設を義務教育学校へ転用する場合の財産処分手続は、学校の目的・目標、教育内容・水準、教育の提供体制において共通性があること等から補助金適正化法上「交付の目的に反した」転用とはいえないため、手続は不要となっています。

Q.51 補助事業完了後 10 年以内に学校統合により学校として使用されなくなる可能性がある建物について、耐震補強事業を行うと国庫納付が発生してしまうことから耐震補強ができません。その場合は耐震補強を実施しなくてもよいでしょうか。

A.51

○　耐震化を行うことは、児童生徒の安全を図るために重要であることから、補助事業完了後 10 年未満の耐震補強事業における無償による財産処分については、国庫納付を不要としています(Q.36 参照)

ただし、上述の場合であっても、補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。(Q.37 参照)

Q.52 廃校とする場合の地方自治法上の財産管理の取扱いについて教えてください。

A.52

○　学校施設が本来の目的どおりに利用されている場合、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設となりますので、公共の用に供する財産としての行政財産になります。(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条第４項)

しかしながら、廃校とする場合には、学校本来の機能が失われてしまいますので、財産を管理する権限を有する地方公共団体の長は、他の公用又は公共用施設とする場合を除き、当該施設について、行政財産から普通財産に改めることになります。(地方自治法第 149 条第 7 号)

なお、行政財産から普通財産に改めることをもって財産処分手続を行う必要はありません。財産処分手続が必要となるのは、当該財産が行政財産であるか普通財産であるかを問わず、学校施設以外の目的に転用、譲渡、取壊し等をする場合です。

【参考】地方自治法

第 149 条

七　公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

第 238 条

４　行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

Q.53 内部環境改善を図るため、大規模改造(教育内容)を検討中です。

しかし現在、近隣の市町村と合併の協議を行っており、合併後に使用しなくなった学校が地方公共団体内の他の施設へ転用される可能性があるため、国庫納付の発生が懸念されます。

A.53

○　合併市町村基本計画に基づく財産処分については、補助事業完了後 10 年未経過の事業があったとしても、無償による財産処分をする場合には報告書を提出することにより、国庫納付不要で転用・貸与・譲渡ができます。(Q.32 参照)

また、市町村合併を伴わない場合であっても、例えば、新増改築後 10 年以上経過した建物の無償による財産処分であれば、同じ建物に対して実施した大規模改造事業が 10 年未経過でも、国庫納付不要で承認されます。(Q.38 参照)

Q.54 例えば、廃校を社会教育施設として転用した後、更に老人福祉施設として転用する場合など、当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を後に行う際の取扱いについて教えてください。

A.54

○　当初の承認とは別の用途で財産処分を行う場合には、再度申請又は報告を行う必要があります。

ただし、当初の承認において処分財産の残存価額に対する補助金相当額の国庫納付を行っている場合、財産処分手続は必要ありません。(例えば、有償貸与で一定の期間分の国庫納付金を納めており、その期間の経過後も引き続き有償貸与を行う場合などは、再度手続が必要になります。(Q.55 参照))

転用中に処分制限期間(Q.5 参照)が経過した建物について、その後転用等を行う際には財産処分手続不要です。

○　なお、「民間企業に無償譲渡を行い、その企業が建物を取り壊す」場合など、所有者が変更になった後に、当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を行う場合も、上記と同様の考え方となります。当初の財産処分の際、処分財産の残存価額に対する補助金相当額の国庫納付を行っていなければ、施設の所有権が第三者に移転してもなお、再度の処分が行われる際には財産処分手続を行う必要があります。

仮に無償で民間企業に譲渡した後、その企業が第三者

に有償で譲渡するような場合には、このことについて財産処分手続を行う必要があるだけでなく、手続に際し必要となる国庫納付や基金積立てについても行うこととなります。このため、第三者との譲渡契約に当たって、再処分を行おうとする場合には必ず補助事業者等にその旨をあらかじめ連絡すること等を譲渡契約書に明記するなどして状況把握等に努め、財産処分手続に遺漏なきよう御留意ください。

なお、他の地方公共団体に施設を譲渡する際に、その後当該他の地方公共団体（譲渡先地方公共団体）が異なる財産処分を行う場合の手続等を、譲渡先地方公共団体に行わせる必要がある場合は、当初の財産処分申請の際（他の地方公共団体に施設を譲渡する際）に事前に文部科学省までご相談ください。

【参考（例）】

処分制限期間が経過するまでの間は転売せず、譲渡時の計画のとおり使用するよう譲渡の相手方と事前に取決めを行う。

Q.55 無償・有償貸与において、処分内容に変更がなく、貸与期間の更新のみを行う場合、財産処分手続は必要でしょうか。

A.55

○　承認を受けた財産処分が一定の年数に限ったものである場合には、その期間経過後に、更新する期間について再度申請又は報告を行う必要があります。(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」２(2)。P.133 参照)

○　なお、「貸与期間中に事業主から申し出がなければ契約は更新される」といった内容が契約書に記載されている契約について更新がある場合でも、更新される期間について改めて手続が必要となります。

○　既に承認を受けたもの(報告事項を含む。)について、処分内容に変更がなく、単に処分期間の更新を行う場合は、添付資料を簡素化する取扱いとしております。(P.125～P.126 参照(一覧の●部分の資料の提出のみで構わない))

ただし、処分内容に変更(貸与額の変更も含む。)が生じた場合は、添付資料の簡素化の取扱いは該当しません。(P.160 参照)

Q.56 公共施設へ転用する場合でも、利用者から施設の使用料又は利用料金を徴収すれば、「営利を目的とし又は利益をあげる場合」に該当し、有償処分となるのでしょうか。

A.56

○　公共施設の使用料又は利用料金の設定については、地方公共団体において判断されるべき事柄です。財産処分手続においては、転用後の公共施設を利用する人から、維持管理費に相当するものとして条例等により規定された使用料又は利用料金を徴収する場合であっても、無償による処分として取り扱っています。

【参考】地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

Q.57 学校統合を行ったときの財産処分手続の有無について教えてください。

A.57

○　例えば、A小学校とB小学校を廃校にし、新たに統合校であるC小学校を設置する場合（新設統合）、A小学校をC小学校として活用することは補助目的に適った使用であることから、財産処分手続を不要としています。

なお、A小学校を廃校にせずにB小学校と統合する場合（吸収統合）に、A小学校の名称のまま、ないしは単に名称をC小学校に変更して施設を継続使用する場合にも手続は不要です。

一方、廃校となったB小学校の他の公共施設への転用に当たっては、原則として財産処分手続が必要となります。（Q.20 参照）

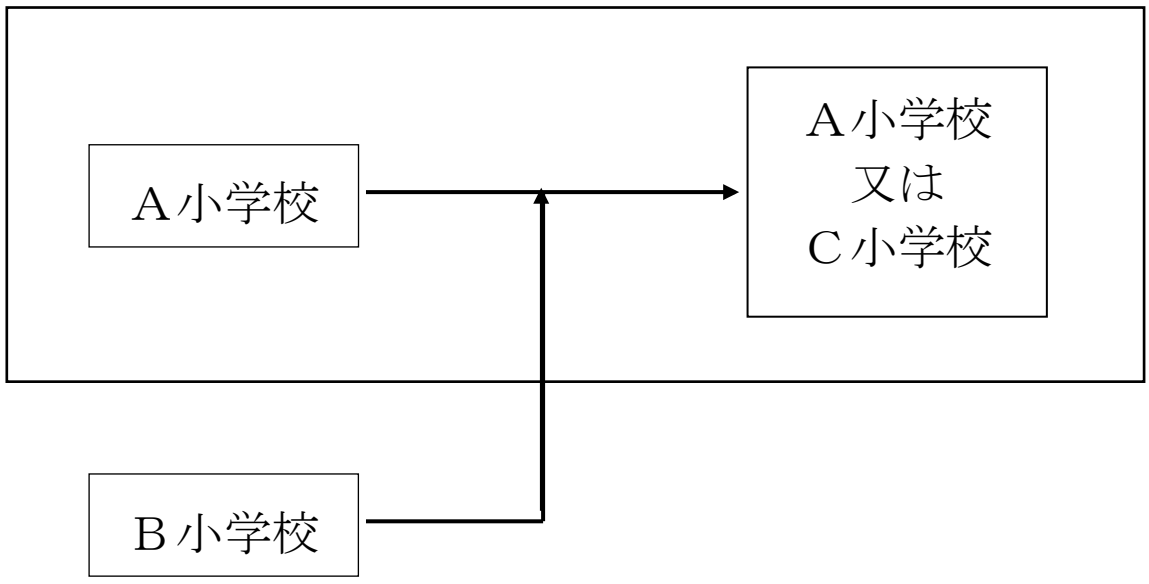

Q.58 屋根貸し等により、校舎の屋上等に太陽光パネルを設置する場合の財産処分手続について教えてください。

A.58

○　原則として財産処分手続が必要ですが、校舎の屋上等に、自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に有償又は無償で補助対象財産の一部を貸与する場合(屋根貸し等)であって、次の２点を満たす際には補助金等の交付の目的に反しないため、財産処分手続は不要としています。

① 補助対象財産である施設の整備目的を妨げないと認められること。

【参考(例)】

通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地など、補助対象財産の性質や設計上の理由等から整備目的のためには使用しない場所に、再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合

② 補助対象財産である施設の財産的価値を損なうことがないこと。

【参考(例)】

学校施設として必要となる耐震性能が確保されるなど、補助対象財産である施設の強度を損なわない場合かつ、通常の維持管理業務に支障をきたさない場合

○　なお、廃校・休校等に太陽光パネル等の発電設備を設置する場合は、校舎等が学校教育の目的で使用されておらず、実態として太陽光発電の専用施設となるため、財産処分手続が必要となります。

Q.59 国庫補助を受けて建設された屋内運動場に設置されている吊り天井について、児童生徒の安全確保の観点から、撤去を考えています。補助事業完了後 10 年未経過の場合、国庫納付が必要になるのでしょうか。

A.59

○　施設としての機能を損なわない(＝補助金等の交付の目的に反しない)限りにおいて、経過年数にかかわらず財産処分手続は不要としています。

【参考】

平成 25 年８月 21 日付け文部科学省施設企画課防災推進室事務連絡(P.162 参照)

Q.60 道路拡張工事などに伴い、国庫補助を受けて建設された施設が移転補償の対象となった場合、有償の財産処分として取り扱われるのでしょうか。

A.60

○　移転補償費を受け取った上で取壊しを行い、それを原資に取壊し面積以上の建物を復旧する場合や、復旧する建物の面積が取壊し面積には満たないものでも、移転補償費の全額を当該施設の取壊し・復旧に充てている場合には、収益が生じるとはいえないため、無償の財産処分となります。しかし、移転補償費を受け取ったが、建物の復旧を行わない場合や、建物の復旧は行うものの復旧する建物の面積が取壊し面積に満たないもので、移転補償費の一部が地方公共団体の収益になると考えられる場合には、有償の財産処分となります。復旧する建物の面積が取壊し面積に満たない場合には、取壊し面積と復旧する建物の面積の差が有償処分となる面積です。

なお、補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の有償による財産処分のうち、国庫納付金相当額以上の額を学校施設整備のための基金として積み立てる場合については、国庫納付を不要とすることができます。(Q.35 参照)

Q.61 設備の取壊しや転用、移設に当たり必要な財産処分手続について教えてください。

A.61

○　以下のような場合には、財産処分手続不要とします。

① 設備の交換を国庫補助を受けずに行い、既存の設備(補助あり)を廃棄する場合

厳密には、国庫補助を受けて取得した設備の取壊しに該当し、財産処分手続が必要となります。しかしながら、交換に当たり国庫補助を受けない場合には、投入された１つの補助に対して１つの効用(設備)が存在するという状況は確保されることから、財産処分手続は不要とします。なお、交換にあたり国庫補助を受ける場合には、新設時に投入された補助の効用は滅失してしまうことから、取壊しの財産処分手続が必要となります。

② 設備を転用・移設する際、転用先の学校種が別であっても、転用する設備の補助時点で同じ補助事業を活用して設備の整備が可能であった場合

厳密には、国庫補助を受けて取得した設備の転用に該当し、財産処分手続が必要となります。しかしながら、使用者が補助事業者のままであり、かつ、転用後の学校種でも同一の補助事業を活用して設備の整備が可能で

あった場合には、転用後も広義には補助目的が達成されていると考えられることから、財産処分手続は不要とします。

※　個別具体的な事情を勘案し、万が一補助金の詐取に当たるような事例があった場合には、上記の条件を満たしていても財産処分手続が必要なものとして扱うこととします。

＜よくある質問：空調設備の移設について＞

※下記②は移設先の学校種が異なっても財産処分手続は不要（移設先の学校種が別であっても、移設する設備の補助時点で同じ補助事業を活用して設備の整備が可能であった場合に限る）

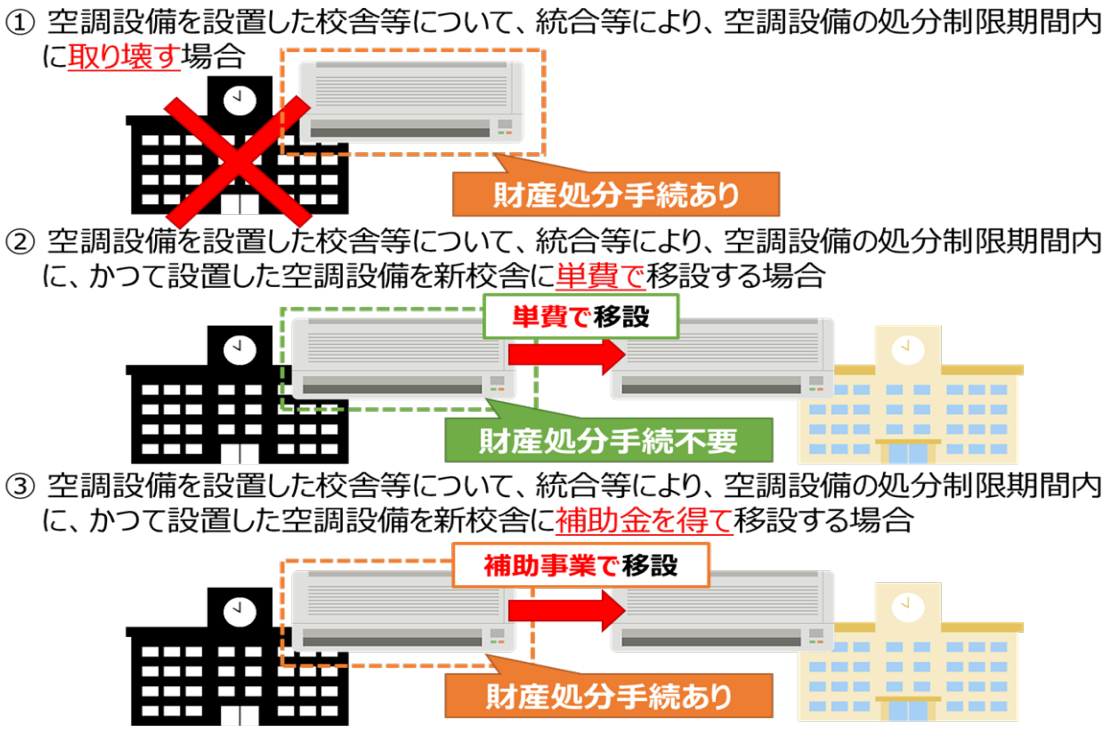

Q.62 財産処分日の考え方について教えてください。

A.62

○　財産処分日については、以下のとおりとなります。

・転　用・・・公共施設の場合は条例の施行日
・貸　与・・・貸与契約開始日
・取壊し・・・取壊し着工日
（契約時や、仮設工事着工時ではない）
・譲　渡・・・所有権移転日

○　なお、通知３(2)の交付決定事項の財産処分日についても、交付決定があった日ではなく、取壊し工事等を行う着工日となります。

Q.63 財産処分関係書類の提出先を教えてください。

A.63

○　補助事業の内容に応じて財産処分関係書類の提出先が異なりますので、財産処分手続を行う場合には、下記一覧を参考に適切な部署へ必要書類の御提出をお願いします。なお、財産処分箇所が複数の部署の補助事業にまたがる場合は、それぞれの部署に対応する事業のみについて、申請書等必要書類を提出してください。

処分する財産	担当課
下記以外の財産処分	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課 振興地域係
災害復旧事業	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)付 災害復旧係
幼稚園 (平成 17 年度以前の予算に係る補助を受けたもの及び左記と同時に申請する平成 18 年度以降の予算に係る補助を受けたものに限る。)	初等中等教育局 幼児教育課 振興係
産業教育施設	初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室 助成係
GIGA スクール構想支援体制整備事業	初等中等教育局 学校情報基盤・教材課 庶務・助成係
プール、武道場等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 施設整備係

※公立学校給食施設については、施設助成課 振興地域係が担当。

※地デジ、校内 LAN、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金については、施設助成課 振興地域係が担当。

Q.64 所在を確認できない必要書類がある場合の財産処分の取扱いについて教えてください。

A.64

○　市町村合併に伴って変更された保管場所が的確に記録されていなかったなどのやむを得ない事情により必要書類の所在を確認できない場合には、文部科学省としてそのような必要書類の捜索に過度な事務負担を要するような対応までを求めているものではないことから、その旨を簡潔に記載した理由書を提出してください。

※財産処分手続別必要書類一覧【承認】の No.6 または
財産処分手続別必要書類一覧【報告】の No.7 にて提出してください。

【理由書の参考例】

施設台帳より、以下の補助を受けていることが確認できますが、関係書類一式の所在を確認できないため、必要書類を添付することができません。

・昭和 62 年 新増築　　1-1 棟(300 ㎡)
・昭和 62 年 危険改築　1-1 棟(200 ㎡)
・平成 22 年 大規模改造（老朽）1-1 棟(不明)、1-2 棟(不明)
・平成 30 年 耐震補強　1-1 棟(600 ㎡)、1-2 棟(1,000 ㎡)

第４節　国庫納付及び基金積立てについて

Q.65　国庫納付金額及び基金積立て額（以下、国庫納付額等）の算定方法を教えてください。

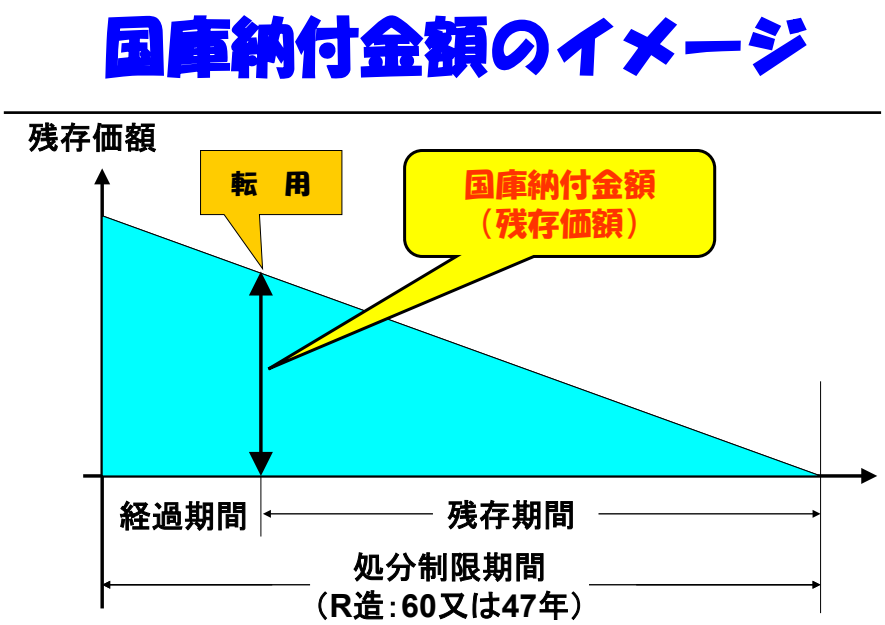

A.65

○　財産処分により補助目的以外の用途に学校施設が供されることで、補助の効果は滅失してしまうことになります。

このため、財産処分が行われた時点での残存価額を国庫納付額等として考えます。

具体的な金額を算出するに当たっての注意事項及び計算式は下記のとおりです。

【注意事項】

・国庫納付額等は、棟別、補助事業別に算出。

・棟別の国庫補助額は面積按分にて算出。これらにより難い場合には、設計書や実績報告

書に基づき算出。

・棟別の譲渡額・貸与額は不動産鑑定評価額や固定資産税評価額等に基づき算出。

・補助事業別の譲渡額・貸与額は事業ごとの補助額按分にて算出。譲渡額・貸与額の按分結果は小数点以下切上げ・切捨て・四捨五入のいずれも行わず、そのままの数値を用いる。

なお、事業全体の補助額ではなく、該当する事業のうち、財産処分する部分に係る補助額で按分する必要があることに注意。

【参考(例)】

譲渡額×Ａ事業の事業費/Ａ事業・Ｂ事業の事業費計=Ａ事業の譲渡額

・有償譲渡の場合には、①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

・有償貸与の場合には、①貸与期間に係る補助金相当額と②貸与額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

・実績報告書・額の確定通知及び当時の決算書を紛失している等の事由により、補助額が不明な場合には、①の算出ができないため、②をもって国庫納付額等とする。

・実績報告書を紛失している等の事由により補助率が不明な場合には、②の計算に当たっては、当該事業年度の該当しうる補助率のうち、最も高いものを採用する。

【参考(例)】

新増築・危険改築・不適格改築のいずれの事業かが不明な場合、新増築の 1/2 を計算に用いる。

〈計算式〉

(1)新増築、危険改築等に伴う国庫納付額等の算出(貸与除く)

(算定方法)

棟別・事業別の補助額や、譲渡額を算出した上で、無償の処分の場合には①、有償譲渡の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等とする(１円未満切捨て)。

①処分する建物の補助金相当額

$$\text{補助額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$

②譲渡額に係る補助金相当額

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(㎡)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(㎡)
A棟	新増築	2,000	50,000	7年	1/2	2,000
B棟		1,000				1,000
C棟		3,000				対象外

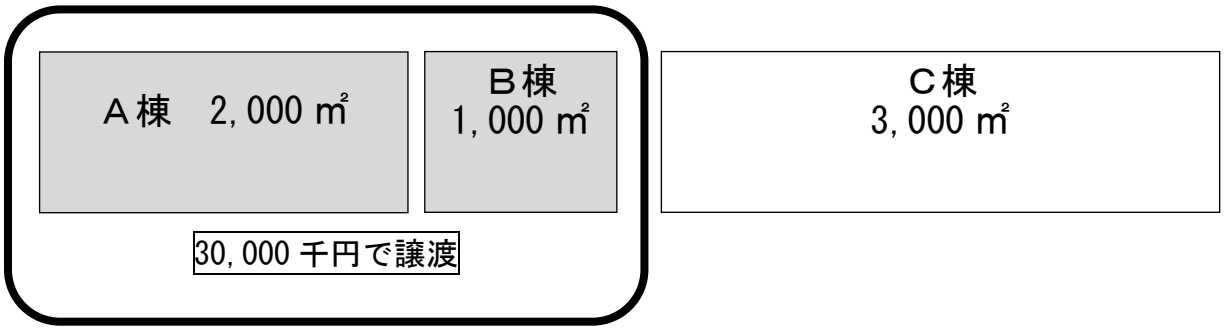

上記校舎(A棟:RC 造,保有 2,000 ㎡、B棟:RC 造,保有 1,000 ㎡、C棟:RC 造,保有 3,000 ㎡)のうち、A棟の 2,000 ㎡及びB棟の 1,000 ㎡を 30,000 千円で有償譲渡する場合の国庫納付額。

《必要に応じて行う計算》

○棟別の補助額を面積按分にて算出。(棟別の補助額が設計書等により積算できない場合)

【各棟の補助額按分】

棟名	補助金額(円)	×	各棟の補助面積(㎡)	÷	全体の補助面積(㎡)	=	各棟の補助金額(円)
A棟	50,000,000	×	2,000	÷	6,000	=	16,666,666
B棟	50,000,000	×	1,000	÷	6,000	=	8,333,333

○棟別の譲渡額を補助額按分にて算出。(棟別の譲渡額が評価額等により積算できない場合)

【各棟の譲渡額按分】

棟名	譲渡額(円)	×	各棟の補助金額(円)	÷	全体の補助金額(円)	=	各棟の譲渡額(円)
A棟	30,000,000	×	16,666,666	÷	25,000,000	=	20,000,000
B棟	30,000,000	×	8,333,333	÷	25,000,000	=	10,000,000

《国庫納付額等の算出》

●①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①処分する建物の補助金相当額

棟名	各棟の補助金額(円)	×	各棟の財産処分面積(㎡)	÷	各棟の補助面積(㎡)	×	残存年数(処分制限期間-経過年数)(年)	÷	処分制限期間(年)	=	補助金相当額(円)
A棟	16,666,666	×	2,000	÷	2,000	×	60-7	÷	60	=	14,722,221
B棟	8,333,333	×	1,000	÷	1,000	×	60-7	÷	60	=	7,361,110
									① 合計		22,083,331

②譲渡額に係る補助金相当額

棟名	各棟の譲渡額(円)	×	各棟の財産処分面積(㎡)	÷	各棟の譲渡面積(㎡)	×	補助率	=	補助金相当額(円)
A棟	20,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	1/2	=	10,000,000
B棟	10,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	1/2	=	5,000,000
							②合計		15,000,000

⇒ ① ＞ ②のため、② = 15,000,000 円が国庫納付額

(2)新増築・危険改築等で建設後に実施した大規模改造・地震補強事業等に係る国庫納付金額等の算出(貸与除く)

(算定方法)

棟別・事業別の補助額や、譲渡・貸与額を算出した上で、無償の処分の場合には①、有償譲渡の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等とする(１円未満切捨て)。(1)に基づき別途算出した新増築・危険改築等に係る補助金相当額との合計が、財産処分全体の国庫納付額等となることに注意。

①処分する建物の補助金相当額

$$\text{補助額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間-大規模改造等を実施するまでの経過期間-大規模改造後経過期間}}{\text{処分制限期間 - 大規模改造等を実施するまでの経過期間}}$$

②譲渡額に係る補助金相当額

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(㎡)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(㎡)
A棟	新増築	2,000	25,000	25 年	1/2	2,000
	危険	1,000	15,000	25 年	1/3	1,000
	大改	2,500	10,000	15 年	1/3	2,500

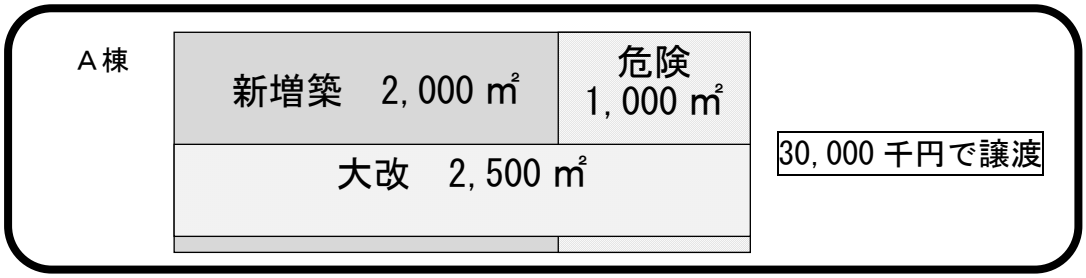

上記校舎(RC 造,保有 3,000 ㎡)の全部(3,000 ㎡:新増築に係る財産処分面積 2,000 ㎡、危険改築に係る財産処分面積 1,000 ㎡、大規模改造に係る財産処分面積 2,500 ㎡)を 30,000 千円で有償譲渡する場合の基金積立て額。

《財産処分箇所に入っている補助が重なっている場合に行う計算》

○事業別の譲渡額を補助額按分にて算出。

【各事業の譲渡額按分】

事業名	譲渡額(円)	×	各事業の補助金額(円)	÷	全体の補助金額(円)	=	各事業の譲渡額(円)
新増築	30,000,000	×	25,000,000	÷	50,000,000	=	15,000,000
危険改築	30,000,000	×	15,000,000	÷	50,000,000	=	9,000,000
大改	30,000,000	×	10,000,000	÷	50,000,000	=	6,000,000

《国庫納付額等の算出》

●①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①処分する建物の補助金相当額

事業名	各事業の補助金額(円)	×	各事業の財産処分面積(㎡)	÷	各事業の補助面積(㎡)	×	残存年数(処分制限期間-経過年数)(年)※1	÷	処分制限期間(年)※2	=	補助金相当額(円)
新増築	25,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	60-25	÷	60	=	14,583,333
危険改築	15,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	60-25	÷	60	=	8,750,000
大改	10,000,000	×	2,500	÷	2,500	×	60-10-15	÷	60-10	=	7,000,000
									①合計		**30,333,333**

※1　大改は、(処分制限期間-大改を実施するまでの経過期間-大改後経過期間)

※2　大改は、(処分制限期間-大改を実施するまでの経過期間)

②譲渡額に係る補助金相当額

事業名	各事業の譲渡額(円)	×	各事業の財産処分面積(㎡)	÷	各事業の譲渡面積(㎡)	×	補助率	=	補助金相当額(円)
新増築	15,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	1/2	=	7,500,000
危険改築	9,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	1/3	=	3,000,000
大改	6,000,000	×	2,500	÷	2,500	×	1/3	=	2,000,000
							②合計		**12,500,000**

⇒ ① ＞ ② のため、② = 12,500,000 円が基金積立て額

(3)新増築・危険改築等で建設後に実施した大規模改造・地震補強事業等に係る国庫納付金額等の算出(貸与の場合)

(算定方法)

無償貸与の場合には①、有償貸与の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等として扱う。譲渡の場合と異なり、経過年数ではなく貸与年数を計算に用いることに注意(1円未満切捨て)。

貸与期間については、1か月単位。1か月未満の端数がある場合には1日単位で計算する。

①貸与期間に係る補助金相当額(括弧内は大規模改造等の場合に使用)

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{貸与期間}}{\text{処分制限期間(- 大規模改造等を実施するまでの経過期間)}}$$

②貸与額に係る補助金相当額

$$\text{貸与額総額(又は貸与額/年×貸与年数)} \times \frac{\text{処分面積}}{\text{貸与面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(㎡)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(㎡)
A棟	新増築	1,000	40,000	20年	1/2	750
	(特)地震補強	1,250	30,000	10年	2/3	1,000

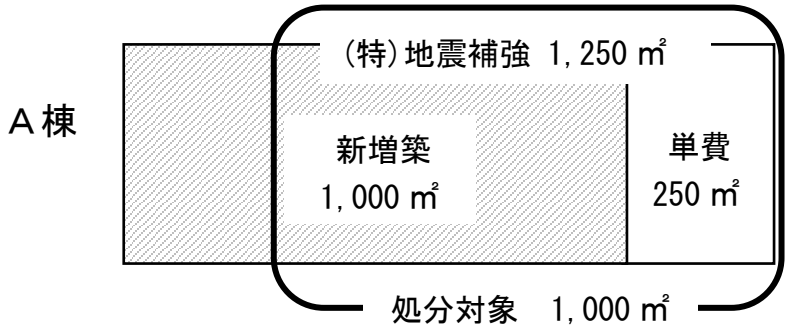

上記校舎(S造,保有 1,250 ㎡)のうち、1,000 ㎡(新増築に係る財産処分面積 750 ㎡、(特)地震補強事業に係る財産処分面積 1,000 ㎡)を 3,000 千円/年で5年間有償貸与する場合の基金積立て額。

《財産処分箇所に入っている補助が重なっている場合に行う計算》

○財産処分対象箇所の補助額を算出。

【財産処分対象箇所の各事業の補助額】

事業名	補助金額（円）	×	各事業の財産処分面積（㎡）	÷	全体の補助面積（㎡）	=	各事業の補助金額（円）
新増築	40,000,000	×	750	÷	1,000	=	30,000,000
(特)地震補強	30,000,000	×	1,000	÷	1,250	=	24,000,000

○事業別の貸与額を補助額按分にて算出。

【各事業の貸与額按分】

事業名	貸与額（円/年）	×	貸与年数(年)	×	各事業の補助金額(円)	÷	全体の補助金額(円)	=	各事業の貸与額（円）
新増築	3,000,000	×	5	×	30,000,000	÷	54,000,000	=	8,333,333
(特)地震補強	3,000,000	×	5	×	24,000,000	÷	54,000,000	=	6,666,666

《国庫納付額等の算出》

●①貸与期間に係る補助金相当額と②貸与額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①貸与期間に係る補助金相当額

事業名	各事業の補助金額（円）	×	各事業の財産処分面積(㎡)	÷	各事業の補助面積（㎡）	×	貸与年数(年)	÷	処分制限期間(年)※	=	補助金相当額（円）
新増築	40,000,000	×	750	÷	1,000	×	5	÷	40	=	3,750,000
(特)地震補強	30,000,000	×	750	÷	1,250	×	5	÷	40-10	=	3,000,000
(特)地震補強	30,000,000	×	250	÷	1,250	×	5	÷	40	=	750,000
									①合計		**7,500,000**

※（特)地震補強は、(処分制限期間-(特)地震補強を実施するまでの経過期間)

②貸与額に係る補助金相当額

事業名	各事業の貸与額(円)	×	各事業の処分面積（㎡）	÷	各事業の貸与面積（㎡）	×	補助率	=	補助金相当額(円)
新増築	8,333,333	×	750	÷	750	×	1/2	=	4,166,666
(特)地震補強	6,666,666	×	1,000	÷	1,000	×	2/3	=	4,444,444
							②合計		**8,611,110**

⇒ ① ＜ ② のため、 ① = 7,500,000 円が基金積立て額

なお、各年度に分割して積み立てる場合の積立て額は下記のとおり。分割して積み立てる場合、承認申請書等に分割して積み立てたい旨の記載が必要。(Q.73 参照)

7,500,000 円 ÷ ５年 =1,500,000 円

１年目	1,500,000 円
２年目	1,500,000 円
３年目	1,500,000 円
４年目	1,500,000 円
５年目	1,500,000 円
計	7,500,000 円

Q.66 補助事業等により取得した財産の処分制限期間の算定について、経過年数の考え方を教えてください。例えば、平成７年度の補助事業で整備した校舎(木造:処分制限期間24 年間)が平成７年 10 月１日に竣工した場合、この校舎の処分制限期間は、令和元年９月 30 日までとなるのでしょうか。

A.66

○　処分制限期間の起算日については、補助事業完了の翌年度の４月１日(１年未満の端数は切り上げ)としています。また、処分制限期間は、最終年の３月 31 日までとなります。事例①においては、令和２年３月 31 日までが処分制限期間となります。

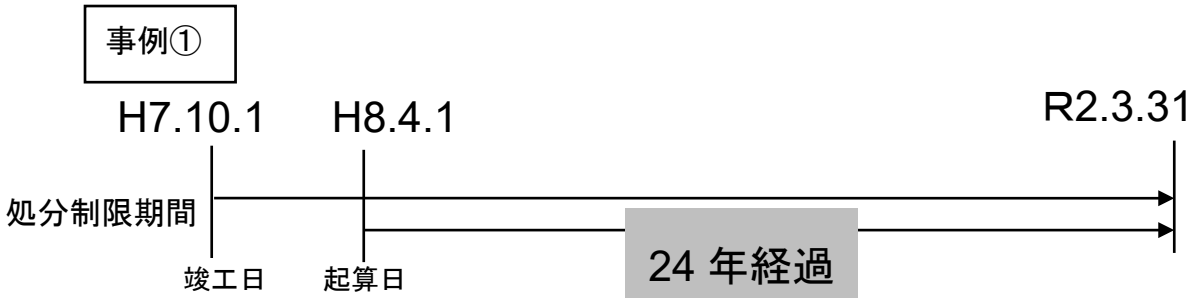

経過年数については、実務上は、財産処分予定日の前日の属する年度から、補助事業の完了年度を減じることで経過年数を計算することができます。

例えば、事例②において、平成 30 年４月１日に処分する場合の経過期間は 22 年となります。

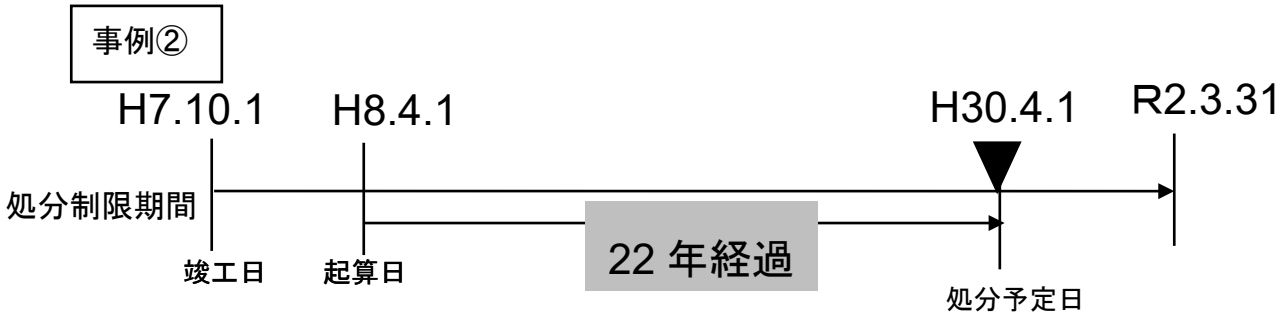

事例③において、平成 30 年５月１日に処分する場合の経過期間は 23 年となります。

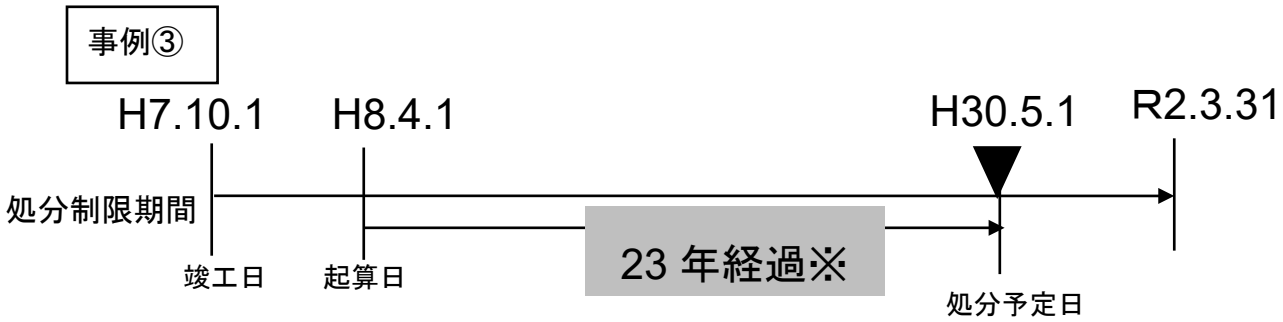

※22 年１ヶ月経過⇒23 年経過と計算する。

◇経過年数の考え方（木造・24年間の場合）

経過年数	処分日の前日が属する月
0	平成7年（建築完了年度）
1	平成8年4月～翌3月
2	平成9年4月～翌3月
3	平成10年4月～翌3月
4	平成11年4月～翌3月
5	平成12年4月～翌3月
6	平成13年4月～翌3月
7	平成14年4月～翌3月
8	平成15年4月～翌3月
9	平成16年4月～翌3月
10	平成17年4月～翌3月
11	平成18年4月～翌3月
12	平成19年4月～翌3月
13	平成20年4月～翌3月
14	平成21年4月～翌3月
15	平成22年4月～翌3月
16	平成23年4月～翌3月
17	平成24年4月～翌3月
18	平成25年4月～翌3月
19	平成26年4月～翌3月
20	平成27年4月～翌3月
21	平成28年4月～翌3月
22	平成29年4月～翌3月
23	平成30年4月～翌3月
24	平成31年4月～翌3月

処分制限期間

Q.67 民間事業者が廃校施設等を活用する場合、国庫納付は必要でしょうか。

A.67

○　財産処分の際に必要となる手続や国庫納付の要否を判断するに当たっては、使用者が地方公共団体であるか民間事業者等の第三者であるかを区別していません。

行おうとする財産処分が有償であるか無償であるか、補助事業完了後何年が経過しているか等により、必要な手続を確認してください。

Q.68 廃校施設等を有償で譲渡(貸与)する場合、国庫納付金相当額を売却額等へ上乗せしてもいいのでしょうか。

A.68

○　廃校施設等は、地方公共団体の所有する財産ですので、その処分に際しての契約方法等については、地方公共団体と処分先である相手方とにおいて取り決められる事柄になります。

なお、財産処分手続においては、有償で処分する場合であっても、補助事業完了後 10 年以上経過した施設等については、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることにより、国庫納付金を免除する取扱いにしています。(Q.35 参照)

Q.69 基金積立てを条件として国庫への納付を不要とする場合、基金の設置や積立てはいつまでに行う必要があるのでしょうか。

A.69

○　基金の積立て時期については、当該処分の日から１年以内に基金を設置し、国庫納付金相当額以上を積み立て、適切に運用していくこととしています。(「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」4(1)②（注１）。P.135 参照)

期限内に積立てが行われなかった場合には、改めて承認が必要になる可能性がありますので御注意ください。

なお、積立てが期限までに行えるのであれば、基金の設置は承認前・承認後のいずれでも構いません。

Q.70 基金積立て後に、報告を行う必要があるのでしょうか。

A.70

○　基金の設置及び積立状況等をP.158～P. 159の様式によって、補助金等を所管する各課宛に報告するようお願いします。(「基金設置及び積立て状況調書」の記載方法はP.128参照)

なお、本報告については、処分の日から1年以内の基金積立て状況等を確認する趣旨で実施するものであり、継続的に運用状況の報告を求めるものではありませんので、基金を取り崩す際の報告は不要です。(Q.74参照)

Q.71 積み立てる基金の使用範囲はどこまで認められるのでしょうか。

A.71

○　基金の使用範囲について、積み立てる財源の性質に鑑みて、その使途は、当該地方公共団体内の公立学校の施設整備費のみに充てられます。

なお、新たに積立てを行う際に積立状況の報告が必要となりますが、積み立てた基金については、取崩しまでの期間は特に定めていません。積立て状況を報告した後、各地方公共団体で必要なときに施設整備の財源として充当してください。

【参考】基金の使用範囲

対 象 校:域内の公立学校

対象経費:域内の公立学校施設整備費

充 当 先:工事請負費(起債償還への充当不可)

※基金の使用範囲は、工事請負費を伴う域内の学校施設整備に係る投資的な経費であり、工事請負費を伴わない備品購入や小規模な修繕などは基金の対象外となる。

Q.72 学校施設整備のためだけに充てる基金条例がなく、公共施設全般に充てる基金条例しかありません。新たに基金条例を制定しなければならないでしょうか。

A.72

○　基金積立てを条件とした承認については、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることのみを目的とした基金に積み立てることが必要となります。

学校の施設整備のみに充てる基金条例を制定していない場合には、新たな基金条例を制定する、又は既存の基金条例を、財産処分手続に伴い積み立てたものについては学校施設整備にのみ充当することができるよう改正する必要があります。(P.127 参照)

積立ての期限までに条例を制定・改正することが困難な場合には、財産処分の各担当課まで御相談ください。

Q.73 分割して基金の積立てを行うことはできますか。

A.73

○　基金の積立ては、処分の日から１年以内に行うこととしているため、原則として分割積立てはできないと解すべきです。

しかしながら、複数年にわたり貸与を行う場合や有償譲渡で複数年にわたり譲渡額が支払われる場合には、処分の日から１年以内には、１年目に係る契約金額のみが契約相手方から支払われるため、結果として基金に積み立てるための財源が確保できない可能性があります。このため、複数年にわたる有償貸与や複数年にわたり譲渡額が支払われる有償譲渡の場合にのみ、各年度に分割した積立てを運用上認めています。

○　ただし、一括積立てが原則のため、分割を希望する場合には、申請書等にその旨を記載する必要があります。

なお、分割積立ての場合は、その回数に制限はなく、完了期限は「当該終期の属する年度」末日までとします。

(例)

廃校施設等を民間事業者等に平成 30 年９月１日から５年間有償で貸与し、その処分に係る国庫納付金相当額以上の基金を分割して積み立てる場合は、終期が令和５年８月 31 日であることから、令和５年度末(令和６年３月 31 日)までに、国庫納付金相当額以上の基金を積み立てる。

○　基金の積立て状況は、毎回の積立て後に報告する必要があります。

【参考】

基金積立てを行わず、国庫納付による場合は、分割での納付は認めていません。

Q.74 基金の積立て状況については報告していますが、取り崩した場合の報告はどうすればいいでしょうか。

A.74

○　基金を取り崩す際の報告は不要です。ただし、基金の積立て状況の報告に当たっては、当該処分に係る積立ての状況だけでなく、その基金においてこれまで積み立て、運用したものの全体を記載する必要があります。(「基金設置及び積立て状況調書」参照。記載方法はP.128参照)

上記により、取崩し以降に新たに財産処分の承認を受け、これに伴って基金への積立てを行った際には、過去の取崩しの状況についても報告されることとなります。

Q.75 平成 20 年度通知(「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」平成 20 年６月 18 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)のポイントについて教えてください。

A.75

○ 無償による転用･貸与･譲渡の場合

① 補助事業完了後 10 年以上経過していれば､相手先を問わず､報告書の提出をもって手続は終了となり､国庫納付は不要です。

② 補助事業完了後 10 年未満の場合でも､市町村合併に基づいた無償の財産処分の場合には､報告書の提出をもって手続は終了となり､国庫納付は不要です。

③ 地域再生計画の認定を受けた､無償の財産処分の場合には､補助事業完了後の経過年数を問わず､手続を行う必要はありません。

④ ①から③に該当しない場合でも､国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校(分離新設の母体校)の用地と換地する場合は､承認手続を行う必要はありますが､国庫納付は不要です。

⑤ 上記いずれにも該当しない場合は､承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

○ 有償による貸与・譲渡の場合

① 国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校（分離新設の母体校）の用地と換地する場合は、承認手続を行う必要はありますが、国庫納付は不要です。

② 上記に該当しない場合は、承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

○　このように、平成20年6月以降に財産処分されたものについては、多くのケースにおいて国庫納付が不要となっています。

ただし、地域再生計画の認定を受けた場合を除き、財産処分手続は必要となりますので、忘れずに手続を行ってください。

Q.76 どのような場合に換地することができるのでしょうか。

A.76

○　換地を行うことができるのは、下記のいずれかの場合です。(「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」４(1)②。P.146 参照)

① 財産処分を行おうとする学校に、国庫補助を受けずに保有している用地がある場合

② 財産処分を行おうとする学校の分離新設の母体校(児童生徒数の急増により、A校の規模が過大になったことから、これを分離しB校を新設した場合の、B校にとってのA校)に補助を受けずに保有している学校用地がある場合

○　いずれの場合であっても、換地が可能な面積が財産処分を行おうとする面積よりも少ない場合には、換地しきれなかった部分については、国庫納付が必要となりますので御注意ください。

Q.77 補助事業で購入した学校用地を有償で譲渡する場合、建物と同様に基金積立てを条件に国庫納付が不要になりますか。

A.77

○　用地の財産処分については、建物の場合とは異なり基金の積立てを条件に国庫納付が不要となるケースはありません。

しかし、国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校の用地と換地することが可能な場合には、国庫納付が不要となります。

第４章　財産処分承認申請書及び報告書作成要領

１　財産処分承認申請書　作成要領

（別紙様式１）

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

①

都道府県知事又は市区町村長名　②

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　処分の内容

学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定年月	備考
③	④	⑤	⑥	⑦	㎡（　）⑧	千円（　）⑨	⑩	⑪	⑫

２　経過及び処分の理由

３　添付資料

（1）　実績報告書及び額の確定通知書の写し
（2）　建物配置図
（3）　その他参考資料

③～⑫について、記載の内容が確認できる資料が添付されていること、また、添付資料の内容と齟齬がないことを御確認の上、提出してください。

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1)申請自治体
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

承認申請書　作成のポイント

学校及び事業ごとに、下記に留意して記入願います。

①宛名及び文書番号・日付	宛名：「文部科学大臣」 日付は、申請者が市区町村長である場合は、都道府県教育委員会に提出した日を記入します。
②都道府県知事又は市区町村長名	都道府県知事又は市区町村長名を記入してください。（公印省略） 申請者が市区町村長である場合は、「４　経由期間」の欄に都道府県教育委員会名を記入してください。（公印省略）
1　処分の内容	
③学校名	処分時の学校名を記載してください。交付決定時の学校名が異なる場合には、その学校名を処分時の学校名の上に括弧書きで記載してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認）
④補助年度	国庫補助を受けた年度を記載してください。国債事業の場合は両事業年度を記載してください。補助年度と事業完了年度が異なる場合には、事業完了年度を補助年度の下に括弧書きで記載してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認。実績報告書の報告日、補助金の支払年度とは異なる可能性あり）
⑤事業名	国庫補助事業名を記載してください。 例）小校、小中危険、不適格小中、中屋、地震補強　等 大規模改造事業については、事業名を括弧書きで具体的に記述してください。 例）大改（老朽）、大改（補強）、大改（ＬＡＮ）　等 （実績報告書・額の確定通知書との一致を確認）
⑥施設区分	施設区分（建物・工作物・設備等）及び建物区分（校・屋・寄・住等）を記入してください。 例）校＝校舎、屋＝屋内運動場、寄＝寄宿舎、住＝教員住宅 （実績報告書・施設台帳との一致を確認）
⑦構造区分	構造区分（Ｒ・Ｓ・Ｗ）を記入してください。 例）Ｒ＝鉄筋コンクリート造、Ｓ＝鉄骨造及びその他造、Ｗ＝木造 （実績報告書・施設台帳との一致を確認） ※実績報告書・施設台帳の構造区分と実際の建物の構造規格等が異なる場合は、構造規格等を確認できる図面等を追加で提出してください。
⑧補助面積 ⑨補助金額	事業ごとに作成してください。 国庫補助を受けた施設の一部を処分する場合は、下段に当該処分に係る補助面積・補助金額を記入し、上段に全体の補助面積・補助金額を括弧書きで記入してください。その際、補助金額は補助面積に対する処分対象面積の按分により算出してください。（１円未満切り捨て）※千円未満の端数が出る場合は、適宜様式

	を修正し、１円単位まで記載してください。 　金額や面積等について、記入ができないものについては「不明」と記載してください。 　交付決定時の面積と、処分予定時の施設台帳に記載されている面積が異なる場合、交付決定時の面積を採用してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認）
⑩処分内容	財産処分の種類（転用、譲渡等）及び処分先を記入してください。 例）公民館に転用、老人デイサービスセンターとして貸与（社会福祉法人〇〇）、私立高等学校として譲渡（学校法人△△） （条例・使用許可書・契約書・事業概要等との一致を確認）
⑪処分予定年月	例）・転用＝公共施設の場合は条例の施行予定年月。 ・貸与＝貸与契約期間。（例）令和８年４月１日～令和９年３月31日 ※終期も必ず記入すること。 （なおこの期間は、賃借契約書（案）と同一であることを確認。） ・取壊し＝取壊し着工予定年月（契約時や、仮設工事着工時ではない） ・譲渡＝所有権移転予定年月 （譲渡契約書（案）による譲渡日と同一であることを確認。） （条例・使用許可書・契約書等との一致を確認。始期及び終期が月初、月末以外の場合には、適宜日まで記入のこと。）
⑫備考	・貸与期間を延長する更新の場合は更新と記入。 ・貸与、譲渡の場合などに有償・無償の別を記入。 ・その他申請者の判断により必要に応じて補足事項を記入。（貸与の場合、契約期間終了後更新を予定　等） ・防災機能強化事業の国庫補助が入っている場合、財産処分通知「４(1)③」と「４(1)④」のどちらに該当するかを判断するため、事業内容を具体的に明記すること。 （例）通知４(1)③：「吊り天井の撤去」、「外壁の剥落防止」、「ブロック塀等の安全対策工事」等 通知４(1)④：「天窓の周囲の柵設置」、「衝突防止の手すりの設置」等

２　経過及び処分の理由

　下記の事項について、時系列順にまとめて記述してください。
　なお、分量によっては、必要に応じて別紙を用いても差し支えありません。

【基本事項】

＜経過＞

　学校を設置し又は国庫補助を受けた後、廃校や余裕教室が発生し、財産処分の手続を行うまでの経過を記述してください。

・処分の対象となる学校の近年の児童生徒数又は学級数の推移
・児童生徒数が減少し廃校等に至る地域的事情の経緯
・当該財産処分の対象となる学校を廃校とすることとなった検討の経過、統合計画の概要等

＜処分の理由＞

　以下の点に留意し、転用等により実施しようとする事業の必要性に基づき転用等の財産処分が必

要な理由を記入してください。
・処分の対象となる施設で実施しようとする事業の必要性、その検討経緯・内容
・実施しようとする事業の計画（だれが、いつ、どのように）
・当該施設において実施する事業により見込まれる地域的効果
・転用施設に係る条例又は条例案の整備状況　等

【余裕教室を処分する場合】
・学校用のスペースを必要十分に確保しているか（児童生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用スペースの確保に関する検討結果等）
・教育機能は確保されているか（騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童生徒の動線についての配慮など教育機能の確保に関する検討・対応状況等）
・管理運営上の問題は生じないか
（転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用車両の進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等）

【基金の積立てを条件に承認を受ける場合】
・当該自治体において学校施設整備を目的とした基金が設立されていること（申請時に基金が設立されていない場合には、当該基金に関する条例の設置に関する議会への上程予定を記載）
・当該基金に補助金相当額以上を積み立て適正に運用していくこと

【分割して基金の積立てを行う場合】
・分割を希望する旨記載すること
（例）「貸与が５年に渡る契約であり、契約金額が１年ごとに支払われ、基金に積み立てるための財源が確保できないため、５分割での毎年の積立を希望する。」

【財産処分通知４(1)④に係る案件の承認を受ける場合】
・「３(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」の「やむを得ず」の理由を明記すること。
（例）「国庫補助事業完了後10年に満たない箇所について、他の財産処分箇所と不可分のため、やむを得ず一体として処分する。」

3　添付資料
P.125を参照

4　経由機関
市区町村立学校の場合は、都道府県教育委員会が内容を十分に確認の上、特段の意見がある場合にはその旨記入すること。

5　申請自治体及び経由機関の連絡先等
申請自治体及び経由機関の連絡先等を記載すること。

2　財産処分報告書　作成要領

（別紙様式２）

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

①

都道府県知事又は市区町村長名　②

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、令和８年３月31日付け７文科施第1190号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1　処分の内容

学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	摘要	処分内容	処分予定年月	備考
③	④	⑤	⑥	⑦	㎡ （　） ⑧	千円 （　） ⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

2　経過及び処分の理由

3　添付資料

(1)　実績報告書及び額の確定通知書の写し
(2)　建物配置図
(3)　別紙様式３「財産処分報告事項照合票」
(4)　その他参考資料

③～⑬について、記載の内容が確認できる資料が添付されていること、また、添付資料の内容と齟齬がないことを御確認の上、提出してください。

4　経由機関

都道府県教育委員会名

5　報告自治体及び経由機関の連絡先等

(1)報告自治体
　担当部署名：
　担当者名：
　連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
　担当部署名：
　担当者名：
　連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

（別紙様式３）

財　産　処　分　報　告　事　項　照　合　票

照　合　事　項	設　置　者　意　見　欄
（１）学校用のスペースを必要十分に確保しているか。 （※記入要領１）	
（２）教育機能は確保されているか。又は学校給食はどのような方法で実施するのか。 （※記入要領２）	
（３）管理運営上の問題は生じないか。 （※記入要領３）	

〔設置者の総合的な意見欄〕（※記入要領４）

（記入要領）

１　児童・生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用のスペースの確保に関する検討結果等を記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、へき地教職員住宅又は学校給食施設の財産処分にあっては、記載不要。

２　騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童・生徒との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等又は学校給食の実施方法等について記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分及びへき地教職員住宅の財産処分にあっては、記載不要。

３　転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用バスの進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄及び廃校（廃園）となる建物等の財産処分にあっては、記載不要。

４　設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。

報告書　作成のポイント

学校及び事業ごとに、下記に留意して記入願います。

財産処分承認申請書と異なる点としては、

・「摘要」欄があること

・「財産処分報告事項照合票（別紙様式３）」の添付が必要であること

の２点です。

また、承認申請案件があれば、報告内容を承認申請書に一緒に記載して提出することも可能です。その場合、「摘要」欄に記載する必要はありません。

①宛名及び文書番号・日付	宛名：「文部科学大臣」 日付は、申請者が市区町村長である場合は、都道府県教育委員会に提出した日を記入します。
②都道府県知事又は市区町村長名	都道府県知事又は市区町村長名を記入してください。（公印省略） 申請者が市区町村長である場合は、「４　経由期間」の欄に都道府県教育委員会名を記入してください。（公印省略）
1　処分の内容	
③学校名	処分時の学校名を記載してください。交付決定時の学校名が異なる場合には、その学校名を処分時の学校名の上に括弧書きで記載してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認）
④補助年度	国庫補助を受けた年度を記載してください。国債事業の場合は両事業年度を記載してください。補助年度と事業完了年度が異なる場合には、事業完了年度を補助年度の下に括弧書きで記載してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認。実績報告書の報告日、補助金の支払年度とは異なる可能性あり）
⑤事業名	国庫補助事業名を記載してください。 例）小校、小中危険、不適格小中、中屋、地震補強　等 大規模改造事業については、事業名を括弧書きで具体的に記述してください。 例）大改（老朽）、大改（補強）、大改（ＬＡＮ）　等 （実績報告書・額の確定通知書との一致を確認）
⑥施設区分	施設区分（建物・工作物・設備等）及び建物区分（校・屋・寄・住等）を記入してください。 例）校＝校舎、屋＝屋内運動場、寄＝寄宿舎、住＝教員住宅 （実績報告書・施設台帳との一致を確認）
⑦構造区分	構造区分（Ｒ・Ｓ・Ｗ）を記入してください。 例）Ｒ＝鉄筋コンクリート造、Ｓ＝鉄骨造及びその他造、Ｗ＝木造 （実績報告書・施設台帳との一致を確認） ※実績報告書・施設台帳の構造区分と実際の建物の構造規格等が異なる場合は、構造規格等を確認できる図面等を追加で提出してください。

⑧補助面積	事業ごとに作成してください。 国庫補助を受けた施設の一部を処分する場合は、下段に当該処分に係る補助面積・補助金額を記入し、上段に全体の補助面積・補助金額を括弧書きで記入してください。その際、補助金額は補助面積に対する処分対象面積の按分により算出してください。（１円未満切り捨て）※千円未満の端数が出る場合は、適宜様式を修正し、１円単位まで記載してください。 金額や面積等について、記入ができないものについては「不明」と記載してください。 交付決定時の面積と、処分予定時の施設台帳に記載されている面積が異なる場合、交付決定時の面積を採用してください。 （実績報告書・額の確定通知書・施設台帳との一致を確認）
⑨補助金額	
⑩摘要	財産処分通知 ３ 包括承認事項の摘要番号、若しくは別表１「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入してください。
⑪処分内容	財産処分の種類（転用、譲渡等）及び処分先を記入してください。 例）公民館に転用、老人デイサービスセンターとして貸与（社会福祉法人〇〇）、私立高等学校として譲渡（学校法人△△） （条例・使用許可書・契約書・事業概要等との一致を確認）
⑫処分予定年月	例）・転用＝公共施設の場合は条例の施行予定年月。 ・貸与＝貸与契約期間。（例）令和８年４月１日～令和９年３月31日 ※終期も必ず記入すること。 （なおこの期間は、賃借契約書（案）と同一であることを確認。） ・取壊し＝取壊し着工予定年月（契約時や、仮設工事着工時ではない） ・譲渡＝所有権移転予定年月 （譲渡契約書（案）による譲渡日と同一であることを確認。） （条例・使用許可書・契約書等との一致を確認。始期及び終期が月初、月末以外の場合には、適宜日まで記入のこと。）
⑬備考	・貸与期間を延長する更新の場合は更新と記入。 ・貸与、譲渡の場合などに有償・無償の別を記入。 ・その他申請者の判断により必要に応じて補足事項を記入。（貸与の場合、契約期間終了後更新を予定　等）

２　経過及び処分の理由

下記の事項について、時系列順にまとめて記述してください。

なお、分量によっては、必要に応じて別紙を用いても差し支えありません。

【基本事項】

＜経過＞

学校を設置し又は国庫補助を受けた後、廃校や余裕教室が発生し、財産処分の手続を行うまでの経過を記述してください。

・処分の対象となる学校の近年の児童生徒数又は学級数の推移
・児童生徒数が減少し廃校等に至る地域的事情の経緯
・当該財産処分の対象となる学校を廃校とすることとなった検討の経過、統合計画の概要等

＜処分の理由＞

以下の点に留意し、転用等により実施しようとする事業の必要性に基づき転用等の財産処分が必要な理由を記入してください。

・処分の対象となる施設で実施しようとする事業の必要性、その検討経緯・内容
・実施しようとする事業の計画（だれが、いつ、どのように）
・当該施設において実施する事業により見込まれる地域的効果
・転用施設に係る条例又は条例案の整備状況　等

【余裕教室を処分する場合】

・学校用のスペースを必要十分に確保しているか（児童生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用スペースの確保に関する検討結果等）
・教育機能は確保されているか（騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童生徒の動線についての配慮など教育機能の確保に関する検討・対応状況等）
・管理運営上の問題は生じないか
（転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用車両の進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等）

【報告事項１(1)の場合】

・発災の状況（日時、種類、程度、原因など）
・被災による当該建物等の状態
・被災により、当該建物を取り壊さざるを得ない理由

【報告事項１(2)の場合】

・改築事業を行う経緯　　・取り壊す理由及び必要性

【報告事項１(3)の場合】

・改築事業を行う経緯　　・取り壊す理由及び必要性

【報告事項１(4)の場合】

・今回受けることになった他の補助事業の名称
・他の補助事業を受けることになった経緯

【報告事項１(5)の場合】

・改築する経緯、理由
・改築によって整備する建物で、取り壊す面積以上が整備されること
・取壊し、建設等の行程、事業計画

【報告事項１(6)の場合】

・取壊しや廃棄の理由及び必要性

【報告事項１(7)の場合】

・廃棄の理由及び必要性

【報告事項２(2)の場合】

・不適格改築の事業実施の経緯　　・取壊し免除の手続状況
・手続の対象となる施設で実施しようとする事業の必要性、その検討経緯・内容

・実施しようとする事業の計画（だれが、いつ、どのように）
・当該施設において実施する事業により見込まれる地域的効果　等

【報告事項４(3)の場合】
・空き家が生じている理由
・へき地教職員住宅の属する学校の教職員の入居に支障がないこと
・へき地教職員住宅に教職員以外の者を入居させる理由

【貸与で契約等を更新する場合】
・前回までの財産処分状況を記載

3　添付資料

P.126を参照

4　経由機関

市区町村立学校の場合は、都道府県教育委員会が内容を十分に確認の上、特段の意見がある場合にはその旨記入すること。

5　報告自治体及び経由機関の連絡先等

報告自治体及び経由機関の連絡先等を記載すること。

複数の事業の国庫補助を受けて整備された校舎で、補助メニューごとに「報告」と「承認申請」に分かれる場合は、下記のとおり「承認申請」として一つの様式で提出してください。

学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定年月	備考
文科小学校	S54	小校	校	R	(1,500 ㎡) 1,000㎡	(96,000千円) 64,000千円	社会教育施設に転用	R８．４．１	
	H22	大改(老朽)	校	R	(1,500 ㎡) 1,000㎡	(50,000千円) 33,333,333円			

≪財産処分承認申請（報告）書 提出書類整理手順≫

① 学校別に、別添「財産処分手続別必要書類一覧」の順に書類を並べる。
※文部科学省 HP（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm）に上記資料を掲載しておりますので、御利用ください。

② 書類の種類ごとに間紙を入れ、間紙に書類 No.のインデックスを添付する。
・インデックスは必要書類の番号のみを添付してください。
（提出の必要のない No.の間紙やインデックスを添付する必要はありません。）
※間紙を入れていただくのは、書類の差替えを行いやすくするためです。

③ 各書類の確認すべきポイントが資料の一部分である場合、該当箇所を蛍光ペンでマークする。

④ No.1「承認申請書」又は「報告書」の後、学校別に「財産処分手続別必要書類一覧」を頭に必要書類（①～③の作業を済ませたもの）を整理し、提出する。

（イメージ図：承認申請書の場合）

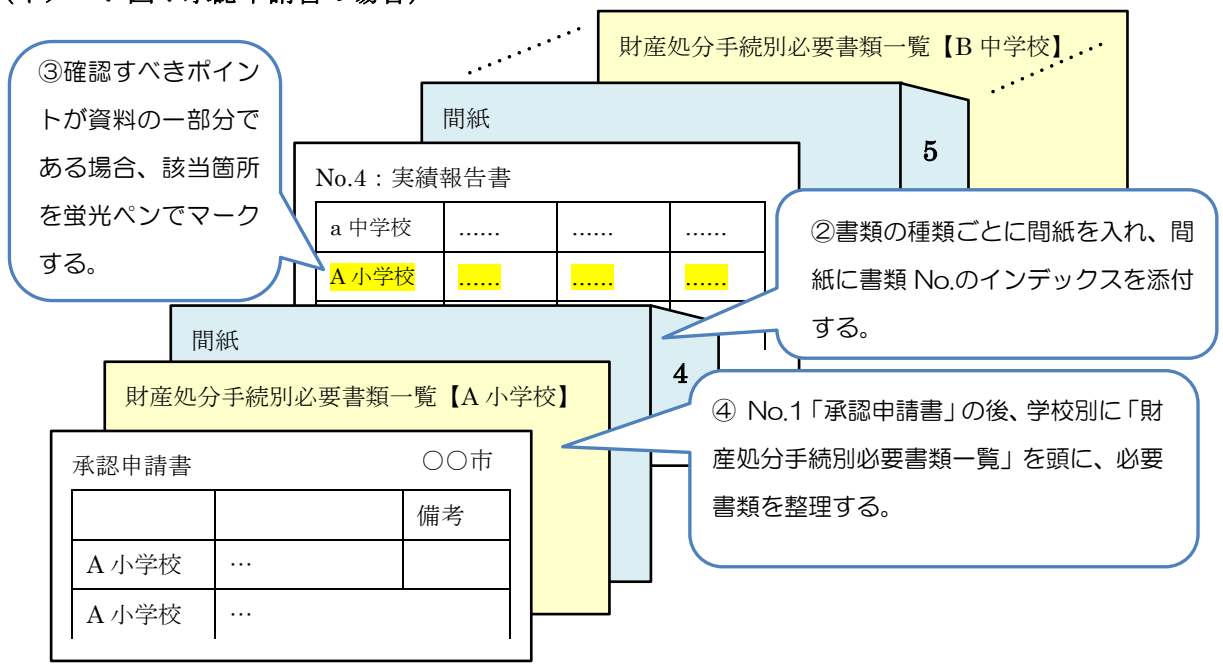

財 産 処 分 手 続 別 必 要 書 類 一 覧 【承認】

・既に財産処分の承認が行われたものについて、処分内容に変更がなく、単に処分期間の変更を行う場合は、一覧の「●」部分の資料の提出のみで構わない。（平成28年３月30日付事務連絡）
・学校用地に係る財産処分については、概ねこの一覧に準ずるものが必要であるが、不明な点は随時お問い合わせいただきたい。
・No.4「実績報告書」、No.5「額の確定通知書」、No.8「公立学校施設台帳」等で財産処分手続に関係する箇所が当該書類の一部の場合、該当箇所を蛍光ペンでマークなど明示するなどこと。

No.	必要書類 ＼ 財産処分種別		承認						提出書類
			転用	無償譲渡	有償譲渡	無償貸与	有償貸与	取壊し	
1	**承認申請書** ・処分年月日が【12】設置条例等でわからないケースについては、【15】目的外使用許可書や【11】その他事業計画書等により処分年月日を明らかに示すこと。 ・基金の分割積立てを希望する場合、「１　処分の内容」の「備考欄」にその旨明記すること。		●	○	○	●	●	○	
2	**「提出書類」欄を記入した「財産処分手続別必要書類一覧」**（本紙） ・「提出書類」欄は、今回提出する書類について「○」、提出すべきだが存在しない書類は「×」、提出を要しない書類は「－」と記入すること。		●	○	○	●	●	○	
3	**顛末書、理由書等** 【申請及び報告遅延（提出期限日以降）の場合】 ・発生原因及び再発防止のための具体的な対策について、できる限り詳細に記載すること（なぜなくしたのか、今後どのような再発防止策を講じるか等）。 ・No.6に係る理由書を合わせて付す場合、1つの文書としてまとめても構わない。		●	○	○	●	●	○	
4	**実績報告書** ・補助年度、建物区分、構造区分、補助面積（配分基礎面積）、補助金額、竣工（完成）年月が確認できる箇所。左記が確認できる場合には、契約書や完成検査調書等の写しは原則として不要。		○	○	○	○	○	○	
5	**額の確定通知書**		○	○	○	○	○	○	
6	**【4又は5がない場合】理由書** ・提出ができない該当文書とその理由について、簡潔に記載すること。		○	○	○	○	○	○	
7	**補助を受けた年度の決算書等** 【4又は5がない場合】		○	○	○	○	○	○	
8	**公立学校施設台帳**（写） ・処分予定年度又は廃校年度の施設台帳を添付すること。 ・申請書（報告書）にない補助が記載されている場合には、その補助が処分対象箇所と無関係であることを施設台帳に手書きで補足すること。 （棟が違う等、明らかに無関係である場合は不要。） ・申請書にある補助が記載されていない場合には、施設台帳の修正をした上で提出すること。		○	○	○	○	○	○	
9	**建物配置図** ・補助対象範囲、処分範囲を明示すること。 ・転用等する範囲及び財産処分となる範囲の面積が確認できるよう、計算に必要な寸法を記載すること。必要に応じ面積計算書を添付すること。 ・必要な内容が明示されていればNo.8と兼ねさせることは可能。		○	○	○	○	○	○	
10	**学校設置条例の一部改正条例（又は廃会の廃決等）** 【廃校を処分する場合】 ・処分の対象となる学校を条例から削除する一部改正条例など、当該学校が廃校となっていることが分かるもの。必要に応じ新旧条例を添付すること。		○	○	○	○	○	○	
11	**処分後の施設に係る事業計画の概要等資料**（案でも可） ・どのような事業を行うかが具体的に示されているもの。事業の収支計画等は添付不要。改正条例が議決されていない場合は、案文（条例施行予定日が記載されたもの）を添付すること。 ・転用について、条例がない場合は本資料を添付すること。		(○)	○	○	○	○	○	
12	**転用後施設に係る設置条例**（写）（案でも可）		○						
13	**転用後施設の図面** ・施設の具体的用途（会議室、集会室、調理室等）が分かるもの。 ・屋内運動場を社会体育施設に転用する場合や余裕教室の転用など、大幅な改修を要しないものは、施設台帳の平面図でこれに替えるため添付不要。		○						
14	**譲渡契約書**（案）			○	○				
15	**貸借契約書、目的外使用許可書等**（案）					○	○		
16	**処分相手方の概要** ・相手方が他の地方公共団体や自治会・個人の場合は不要。			○	○	○	○		
17	**無償での処分が可能な根拠** 例：条例や議会の議決等（案でも可）			○		○			
18	**工事工程表等** ・実際に工事に着手する時点が処分年月と同年月になる。							○	
19	**新旧建物の配置図**							○	
20	**老朽化の状況を示す資料** 例：写真、耐力度調査の結果等							○	
21	**新たな施設整備に係る地方公共団体が推進しようとしている施策、方針、計画等の資料**							○	
22	**契約額・使用料の算定根拠**	契約額等を算定する際の計算方法を示した条例・規則等			○		○		
		契約額等の算定に用いる不動産鑑定評価書や固定資産税評価書			○		○		
		上記に基づき契約額等を算定した計算書 ・建物（複数の棟を含む場合は各棟）に係る契約額、土地に係る契約額を分けて算出するなど、財産処分の対象となる範囲に係る金額を明示すること。			○		○		
23	**基金条例**（写）（案でも可） ・国庫納付の場合は不要。				○		○		
24	**その他資料** ・処分内容に応じて必要な書類を添付。	処分期間の更新のみの場合	直近の財産処分承認通知書の写し	●			●	●		
25			更新履歴一覧	●			●	●		
26			**新旧**の賃貸借契約書				●	●		
27		主に「経過及び処分の**理由**」を補足する資料 （例）・実施しようとする事業の実施要綱 ・今回の処分により地方公共団体が推進しようとしている施策、方針、計画等の資料 ・団体に対し補助金等を交付する場合は当該補助金の交付要綱等、・譲渡先又は貸与先からの申出書　など		○	○	○	○	○	○	

「提出書類」欄すべてに記入が完了したらチェック →

財 産 処 分 手 続 別 必 要 書 類 一 覧 【報 告】

・既に財産処分の報告が行われたものについて、処分内容に変更がなく、単に処分期間の変更を行う場合は、一覧の「●」部分の資料の提出のみで構わない。（平成28年３月30日付事務連絡）
・学校用地に係る財産処分については、概ねこの一覧に準ずるものが必要であるが、不明な点は随時お問い合わせいただきたい。
・No.5「実績報告書」、No.6「額の確定通知書」、No.8「公立学校施設台帳」等で財産処分手続に関係する箇所が当該書類の一部の場合、該当箇所を蛍光ペンでマークするなど明示すること。

No.	必要書類 ＼ 財産処分種別			報告				提出書類
				転用	無償譲渡	無償貸与	取壊し	
1	**報告書** ・処分年月日が【13】設置条例等でわからないケースについては、【16】目的外使用許可書や【12】その他事業計画書等により処分年月日を明らかに示すこと。			●	○	●	○	
2	**財産処分報告事項照合表**（財産処分手続ハンドブック参照） ・取壊しの場合、（１）～（３）の内容は記載不要。			○	○	○	○	
3	**「提出書類」欄を記入した「財産処分手続別必要書類一覧」**（本紙） ・「提出書類」欄は、今回提出する書類について「○」、提出すべきだが存在しない書類は「×」、提出を要しない書類は「－」と記入すること。			●	○	●	○	
4	**顛末書、理由書等** 【申請及び報告遅延（提出期限日以降）の場合】 ・発生原因及び再発防止のための具体的な対策について、できる限り詳細に記載すること（なぜなくしたのか、今後どのような再発防止策を講じるか等）。 ・No.7に係る**理由書**を合わせて付す場合、1つの文書としてまとめても構わない。			●	○	●	○	
5	**実績報告書** ・補助年度、建物区分、構造区分、補助面積（配分基礎面積）、補助金額、竣工（完成）年月が確認できる箇所。左記が確認できる場合には、契約書や完成検査調書等の写しは原則として不要。			○	○	○	○	
6	**額の確定通知書**			○	○	○	○	
7	**【5又は6がない場合】理由書** ・提出ができない該当文書とその**理由**について、簡潔に記載すること。			○	○	○	○	
8	**公立学校施設台帳**（写） ・処分予定年度又は廃校年度の施設台帳を添付すること。 ・申請書（報告書）にない補助が記載されている場合には、その補助が処分対象箇所と無関係であることを施設台帳に手書きで補足すること。 （棟が違う等、明らかに無関係である場合は不要。） ・申請書にある補助が記載されていない場合には、施設台帳の修正をした上で提出すること。			○	○	○	○	
9	**建物配置図** ・補助対象範囲、処分範囲を明示すること。 ・転用等する範囲及び財産処分となる範囲の面積が確認できるよう、計算に必要な寸法を記載すること。必要に応じ面積計算書を添付すること。 ・必要な内容が明示されていればNo.9と兼ねさせることは可能。			○	○	○	○	
10	**学校設置条例の一部改正条例（又は議会の議決等）** 【廃校を処分する場合】 ・処分の対象となる学校を条例から削除する一部改正条例など、当該学校が廃校となっていることが分かるもの。必要に応じ新旧条例を添付すること。			○	○	○	○	
11	**処分後の施設に係る事業計画の概要等資料**（案でも可） ・どのような事業を行うかが具体的に示されているもの。事業の収支計画等は添付不要。改正条例が議決されていない場合は、案文（条例施行予定日が記載されたもの）を添付すること。 ・転用について、条例がない場合は本資料を添付すること。			(○)	○	○	○	
12	**転用後施設に係る設置条例**（写）（案でも可）			○				
13	**転用後施設の図面** ・施設の具体的用途（会議室、集会室、調理室等）が分かるもの。 ・屋内運動場を社会体育施設に転用する場合や余裕教室の転用など、大幅な改修を要しないものは、施設台帳の平面図でこれに替えるため添付不要。			○				
14	**譲渡契約書**（案）				○			
15	**貸借契約書、目的外使用許可書等**（案）					○		
16	**処分相手方の概要** ・相手方が他の地方公共団体や自治会・個人の場合は不要。				○	○		
17	**無償での処分が可能な根拠** 例：条例や議会の議決等（案でも可）				○	○		
18	**工事工程表等** ・実際に工事に着手する時点が処分年月と同年月になる。						○	
19	**新旧建物の配置図**						○	
20	**老朽化の状況を示す資料** 例：写真、耐力度調査の結果等						○	
21	**新たな施設整備に係る地方公共団体が推進しようとしている施策、方針、計画等の資料**						○	
22	**その他資料** ・処分内容に応じて必要な書類を添付。	報告事項３（１）③に該当する場合	市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する市町村建設計画の該当部分、又は市町村の合併の特例等に関する法律第6条に規定する合併市町村基本計画の該当部分 （その他、本財産処分が市町村建築計画又は合併市町村計画に基づくものであることがわかる資料等があれば添付すること。）	○	○	○	○	
23		報告事項1-(1)に該当する場合	建物の被災状況が分かる資料				○	
24		報告事項1-(2)に該当する場合	耐力度調査票又は不適格建物確認票				○	
25		報告事項1-(3)に該当する場合	他の国庫補助事業への補助申請書・交付決定通知書等				○	
26		報告事項1-(4)に該当する場合	補助を受けて整備した面積以上を復旧することがわかる資料 （図面、求積票等）				○	
27		処分期間の更新のみの場合	直近の財産処分報告書の写し	●		●		
28			更新履歴一覧	●		●		
29			主に「経過及び処分の**理由**」を補足する資料 （例）・実施しようとする事業の実施要綱 ・今回の処分により地方公共団体が推進しようとしている施策、方針、計画等の資料 ・団体に対し補助金等を交付する場合は当該補助金の交付要綱等、・譲渡先又は貸与先からの申出書 など	○	○	○	○	

「提出書類」欄すべてに記入が完了したらチェック →

◇　参考：基金条例案　◇

○○○学校教育施設整備基金条例

（設置）

第１条　○○○の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、○○○学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用）

第４条　○長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第６条　○長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第７条　基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、○長が別に定める。

附　則

この条例は、令和○○年○○月○○日から施行する

基金設置及び積立て状況調書

記載例

（単位：円）

都道府県名	設置者名	学校名	財産処分年月日	処分の内容	基金設置年月日	基金に積み立てるべき額	基金積立て額	基金積立て年月日	取崩額	取り崩して整備した内容	積立金残額
○○県	○○市	○○小学校	H23.4.1	有償貸与	H23.4.1	100,000	100,000	H23.10.1		①	1,100,000
			②	運用益			10,000	H24.3.30			1,110,000
○○県	○○市	○○小学校	H24.4.1	有償貸与	H23.4.1	100,000	100,000	H24.10.1			1,210,000
○○県	○○市	○○中学校	H25.10.1	有償譲渡	H23.4.1	5,000,000	5,000,000	H24.10.1			6,210,000
							③	H25.3.29	3,000,000	○○小改築	3,210,000
			④	運用益			10,000	H25.3.29			3,220,000
○○県	○○市	○○小学校	H27.10.1	有償譲渡（分割）	H23.4.1	10,000,000	2,000,000	H27.12.1			5,220,000
				運用益			10,000	H28.3.31			5,230,000
○○県	○○市	○○小学校	H27.10.1	有償譲渡（分割）	H23.4.1	10,000,000	2,000,000	H28.12.1			7,220,000
				運用益			10,000	H29.3.31			7,230,000
○○県	○○市	○○小学校	H27.10.1	有償譲渡（分割）	H23.4.1	10,000,000	2,000,000	H29.12.1			9,220,000
				運用益			10,000	H30.3.31			9,230,000
○○県	○○市	○○小学校	H27.10.1	有償譲渡（分割）	H23.4.1	10,000,000	2,000,000	H30.12.1			11,220,000
				運用益			10,000	H31.3.31			11,230,000
○○県	○○市	○○小学校	H27.10.1	有償譲渡（分割）	H23.4.1	10,000,000	2,000,000	H31.12.1			13,220,000
				運用益			10,000	H32.3.31			13,230,000

①積立金残額は、基金積立て年月日時点の総額を記載する。

②運用益（利息収入）を基金に繰り入れている場合は、例のとおり別段で記載する。

③取り崩しを行った場合は、例のとおり記載し、取り崩し以降に新たに財産処分の承認を受けて基金への積立てを行った際に報告する。

④分割して基金の積立てを行う場合は、例のとおり記載し、各年の積立てを行った後に報告する。
「処分の内容」に（分割）と記載する。
「基金に積み立てるべき額」は承認を受けた総額とする。
「基金積立て額」は各年に積み立てた金額とする。

第５章 財産処分手続でよくある誤り等

～手続全般について～

●申請(報告)が不要である補助事業の申請書(報告書)への記載

施設の一部を処分する際に、処分箇所とは無関係な箇所に入っている補助事業について申請書(報告書)に記載があることが多い。また、処分制限期間が経過し、手続が不要である事業についても記載があることが多い。実績報告書や施設台帳等の資料をよく確認の上、財産処分手続が必要な部分についてのみ申請（報告）すること。

なお、No4（No5）「実績報告書」、No5（No6）「額の確定通知書」、No8「公立学校施設台帳」等の各種必要書類については、財産処分手続に関係する記載箇所がどの部分なのか分かるよう、蛍光ペンでマークするなどして明示すること（処分対象箇所とは無関係な補助事業に関する情報も記載されている場合は、無関係であることが分かるように手書きで補足するなどしていただきたい)。

●承認申請書(報告書)の記載内容と添付資料との整合性

別紙様式１や別紙様式２の「１　処分の内容」の欄の記載誤りが多い。作成要領（P.114～P.123）をよく確認していただくとともに、記載の内容が確認できる資料が過不足なく添付されていること、また、添付資料の内容と齟齬がないことをチェックしてから提出すること。

～不備の多い添付資料～

●処分予定年月日を示す資料

処分年月日が設置条例等で分からないケースについては、目的外使用許可書やその他事業計画書等により処分年月日を明らかにし、示すこと。

●公立学校施設台帳

施設台帳に申請書(報告書)にない補助事業が記載されている場合には、その補助事業が処分対象箇所と無関係であることを施設台帳に手書きで補足すること。

申請書にある補助事業が記載されていない場合には、施設台帳を修正した上で提出すること。

●有償譲渡･貸与の譲渡額や貸与額を算出した根拠資料

契約額等を算定する際の計算方法を示した条例･規則等や契約額等の算定に用いる不動産鑑定評価書や固定資産税評価書を添付すること。

また、上記に基づき契約額等を算定した計算書を添付すること。建物(複数の棟を含む場合は各棟)に係る契約額、土地に係る契約額を分けて算出するなど、財産処分の対象となる範囲に係る金額を明示すること。

●無償譲渡･貸与の際の無償処分の根拠資料

無償譲渡･無償貸与の財産処分を行う際は、無償での処分が可能な根拠(条例や議会の議決等)を必ず添付すること。土地を有償、建物を無償として一体で譲渡･貸与の契約を行う場合、特に建物を無償で処分することの根拠資料の添付漏れが多いため、留意していただきたい。

●契約書に記載のある情報との整合性

施設全体を貸与･譲渡する際の面積の再測定等により、契約面積と施設台帳の保有面積に差が生じる場合は、その理由を添付資料に手書きで補足すること。

財産処分手続　書類提出前に確認していただきたいこと

財産処分承認申請書・報告書を提出する前に確認していただきたい基本事項を整理しました。チェックをお願いします。

No.	項目	チェック欄	財産処分手続ハンドブック 参照ページ
1	○国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分するにあたって、処分制限期間や財産処分内容に応じて必要となる手続の内容をよく確認しましたか。 ○過去、その建物等に入っている国庫補助金の種類、補助年度、補助事業名、補助面積、補助金額等を、実績報告書や額の確定通知書、公立学校施設台帳等の資料を使ってよく確認しましたか。 ○「承認申請」すべき案件を誤って「報告」していませんか。 ＜参考＞財産処分手続　フローチャート図 処分制限期間例示表、経過年数早見表		P.18（財産処分手続フローチャート図） P.11～P.13（処分制限期間例示表） ※経過年数早見表は別途エクセルファイル参照。
2	○財産処分手続は法令上、事前に行う必要があります。 承認申請書の提出時期の目安は、処分予定時期の3か月前 報告書の提出時期の目安は、処分予定時期の2か月前 です。十分な時間的余裕をもって計画的に作成・提出していますか。 ※特に年度末・年度当初は全国からの申請が重なり、通常以上に審査に時間を要します。		P.16
3	○承認申請書・報告書の様式は正しいものを使っていますか。（加工不可）		※別途様式ファイル参照。
4	○承認申請書及び報告書作成要領をよく読み、必要記載事項に不備や漏れはありませんか。		P.114～P.123
5	○「財産処分手続別必要書類一覧」をよく確認し、提出書類に不備や漏れはありませんか。また、「提出書類整理手順」に従って書類は整理されていますか。		P.125～P.126
6	○上記１～５の項目について、申請（報告）自治体及び経由機関（都道府県教育委員会）の双方において、きちんと確認しましたか。		
7	○承認申請書・報告書の提出先、提出方法を間違っていませんか。 ※公印を押印しない場合には、電子メールにより提出することが可能です。施設助成課に提出する際は、財産処分専用アドレス（zaisansyobun@mext.go.jp）宛にお願いします。電子ファイルの容量が大きい場合は（10MB以上）、分割して送信して下さい。		P.87（提出先） P.155～P.156（提出方法）

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

参考資料

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

７文科施第１１９０号
令和８年３月３１日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
蝦　名　　喜　之

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）

公立学校施設整備費補助金等（下記１に掲げるものをいい、以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定により、同法施行令第 14 条第１項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和７年３月 28 日付け６文科施第 950 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）により取り扱ってきたところですが、令和８年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が本格実施されることに伴い、この通知の発出日以降は、下記により取り扱うこととします。各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校施設に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど、学校教育の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

１　対象となる補助金等

(1) 公立学校施設整備費補助金（施設助成課、初等中等教育局教育課程課及び幼児教育課所管分で、特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業を除く。）
(2) 公立学校施設整備費負担金（施設助成課所管分）
(3) 安全・安心な学校づくり交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
(4) 学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金を含む）（施設助成課所管分）
(5) 地域自主戦略交付金（施設助成課所管分）
(6) 沖縄振興自主戦略交付金（施設助成課所管分）
(7) 沖縄振興公共投資交付金（施設助成課所管分）
(8) 新産業都市等事業費補助率差額、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
(9) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

(10) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
(11) 地域活性化・公共投資臨時交付金（施設助成課所管分）
(12) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（施設助成課所管分）
(13) 地域活性化交付金（施設助成課所管分）
(14) 東日本大震災復興交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
(15) 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（施設助成課所管分）
(16) 福島再生加速化交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
(17) 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金（施設助成課所管分）
(18) 地域活性化・効果実感臨時交付金（施設助成課所管分）
(19) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（施設助成課所管分）
(20) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（施設助成課所管分）
(21) 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（うち GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。））（初等中等教育局学校情報基盤・教材課所管分）

2　承認手続

(1) 申請手続

適正化法第 22 条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式１の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。また、廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助財産については、当該補助財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に当たり付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、４(2)に規定する納付金（ただし書を除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市区町村（市区町村の組合を含む。）が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3　承認とみなす事項（包括承認事項）

２(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす（ただし、学校施設に不足を生じる場合は、この限りでない。）。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式２の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

①　国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

② 別表１「報告事項一覧」に掲げる財産処分

③ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

(2) 交付決定事項

① 次の事項に該当する財産処分であって、当該建物の新増改築事業に係る交付決定があった場合

ア 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年７月 13 日 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）第１の 47 に定める、構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し

イ 危険建物に準ずる建物（運用細目第１の 48 に定める、教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの）の取壊し

ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）第２条第２項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第１項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に係る建物に限る。）の取壊し

エ 敷地狭あい等により、国庫補助を受けての新増築に際して取壊しがやむを得ないとして運用細目第２の７の(4)の規定に基づく保有控除の対象となった建物の取壊し

オ 学校給食施設の敷地が狭あい等のため、従前の建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し

カ 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し

② 建物の取壊しであって、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合

③ LAN 等の取壊しであって、「GIGA スクール構想の実現」の推進のため、ネットワークアセスメントを実施したうえネットワーク環境の改善を図るための機器の入れ替えを行う大規模改造事業又は GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）に係る交付決定があった場合

④ ①若しくは②の建物又は③の LAN 等の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

（注１）ただし、①の新増改築事業又は②の長寿命化改良事業に際し、国庫補助事業完了後５年以内の、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事を除く。）、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事を除く。）又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合は、この限りでない。

（注２）地域再生計画認定

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第 18 条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、この通知に定める手続を要さない（この場合は、国庫補助事業完了後 10 年を経過していないものであっても対象とする。）。

4　納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

①　包括承認事項

②　国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

（注１）当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から１年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

（注２）複数年にわたり設置者に収益が発生する場合には、複数年にわたり分割して積立てを行うことができる。この場合においては、当該収益の発生する期間の終期を示し、当該終期の属する年度までに積立てを完了しなければならない。

③　耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。）を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

④　国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業（上記③を除く。）、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業（上記③を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、３(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分（補助事業完了後５年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

⑤　国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の一部等」という。）を、保育所に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの

ア　園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

イ　地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

⑥　国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の全部等」という。）を、他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となるもの

⑦　学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄

⑧　その他文部科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

（別表１）

報　告　事　項　一　覧

摘　要 番　号	事　　項
	1　災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
１－(1)	(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄
１－(2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
１－(3)	(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物で、事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
１－(4)	(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
１－(5)	(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
１－(6)	(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
１－(7)	(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備（学校給食施設に付随するものに限る。）の廃棄
	2　公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの。
２－(1)	(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用
２－(2)	(2) 学校教育を行うには著しく不適当で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用
２－(3)	(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用
	3　認定こども園等に係る幼稚園の以下の財産処分
３－(1)	(1) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。
３－(2)	(2) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。
３－(3)	(3) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、乳児等通園支援事業所に転用し、又は乳児等通園支援事業所を設置するために他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡するもの。
	4　その他
４－(1)	(1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第２の７の(6)「保有面積の控除（ただし、ウを除く。）」に定めるもの。）への転用
４－(2)	(2) 事情変更に伴う建物区分の変更
４－(3)	(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け （注）当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。
４－(4)	(4) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
４－(5)	(5) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用

	に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分（特別支援学校においては、当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）

（別紙様式１）

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1　処分の内容

学 校 名	補助年度	事 業 名	施設区分	構造区分	補　助面　積	補　助金　額	処分内容	処分予定年月	備考
					㎡ （　　）	千円 （　　）			

2　経過及び処分の理由

3　添付資料
(1)　実績報告書及び額の確定通知書の写し
(2)　建物配置図
(3)　その他参考資料

4　経由機関

都道府県教育委員会名

5　申請自治体及び経由機関の連絡先等
(1)申請自治体
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

（記入要領）
1　「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
2　「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（Ｒ・Ｓ・Ｗ）を記入する。
3　「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（　　）に

補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

4　「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、（有償・無償）譲渡、交換、（有償・無償）貸与等）及び処分先などを記入する。

5　通知４(1)⑤の承認手続については、本様式「３　添付資料」に掲げる「(3)　その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出する。

①　幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法

②　転用後の幼稚園・保育所の認可面積

③　幼稚園定員の変更等の届出又は認可状況

④　保育所設置認可の状況及び保育所設置条例（案）

6　公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、申請自治体及び経由機関の連絡先などを記入する。

（別紙様式２）

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので令和７年３月 28 日付け６文科施第 950 号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

１　処分の内容

学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	摘要	処分内容	処分予定年月	備考
					㎡ （　　）	千円 （　　）				

２　経過及び処分の理由

３　添付資料
(1)　実績報告書及び額の確定通知書の写し
(2)　建物配置図
(3)　別紙様式３「財産処分報告事項照合票」
(4)　その他参考資料

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　報告自治体及び経由機関の連絡先等
(1)報告自治体
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

（記入要領）
１　「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
２　「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（Ｒ・Ｓ・Ｗ）を記入する。

3　「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（　　）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
4　「摘要」欄：「通知３(1)①」、「通知３(1)③」、又は別表１「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。
5　公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、報告自治体及び経由機関の連絡先などを記入する。

（別紙様式３）

財産処分報告事項照合票

照　合　事　項	設　置　者　意　見　欄
(1)　学校用のスペースを必要十分に確保しているか。 （※記入要領１）	
(2)　教育機能は確保されているか。又は学校給食はどのような方法で実施するのか。 （※記入要領２）	
(3)　管理運営上の問題は生じないか。 （※記入要領３）	

〔設置者の総合的な意見欄〕（※記入要領４）

（記入要領）

１　児童・生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用のスペースの確保に関する検討結果等を記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、へき地教職員住宅又は学校給食施設の財産処分にあっては、記載不要。

２　騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童・生徒との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等又は学校給食の実施方法等について記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分及びへき地教職員住宅の財産処分にあっては、記載不要。

３　転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用バスの進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。

なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄及び廃校（廃園）となる建物等の財産処分にあっては、記載不要。

４　設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。

２０文科施第１２１号
平成２０年６月１８日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
舌　津　一　良

学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）

学校用地取得費補助金（下記１(1)に掲げるものをいう。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を学校用地取得費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第２２条の規定により、同法施行令第１４条第１項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成１１年４月１日付け文教施第６６号文部省教育助成局長通知）により取り扱ってきたところですが、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の簡素化及び弾力化を図ることとし、今般「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」が別添１のとおりまとめられました。

ついては、従来の取扱いを改正し、学校の統廃合等に伴う財産処分手続を弾力化し、学校用地の有効活用を促進することとしました。平成２０年６月１日以降はこの承認基準を踏まえた上で、下記により取り扱うこととしますので、このことを域内の市町村に周知し、廃校となった学校用地の有効活用を積極的に図っていただくことをお願いします。

なお、本財産処分を行う場合には、学校用地取得費補助金の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校用地に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど学校教育の円滑な実施に支障が生じないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

１　対象となる補助金及び用地の範囲
(1)　対象となる補助金
①　公立学校施設整備費補助金（特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業）

② 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
③ 児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金
④ 提供施設代替借用校地購入費補助金
⑤ 安全・安心な学校づくり交付金（提供施設代替借用校地購入事業）

(2) 財産処分の承認に係る用地の範囲

学校用地取得費補助金の交付を受けて取得した学校用地（学校用地取得費補助金を受けていない学校用地であって、学校用地取得費補助金を受けている学校用地との換地を承認された部分を含む。）

2 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第２２条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式１の「学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、４(2)に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市町村が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3 承認とみなす事項（包括承認事項）

２(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。（ただし、学校用地に不足が生じる場合は、この限りではない。）

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式２の「学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

① 国庫補助事業完了後１０年以上経過した学校用地の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
② 国庫補助事業完了後１０年未満の学校用地の無償による財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの。

(2) 学校用地制限期間の経過

学校用地取得費補助金の交付決定を受けた日の属する年度を初年度とし、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（昭和６０年３月５日付け文部省告示第２８号）の別表で定める学校用鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物に係る処分制限期間（以下「学校用地制限期間」という。）を経過した学校用地については、その期間到来をもって、適正化法第２２条に規定する承認があったものとして取り扱う。

（注）地域再生計画認定

学校統廃合等に伴う財産処分を行うにあたって、地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第２３条の規定により文部科学大臣の認定を受けたものとみなされ、この承認基準に定める手続を要さない。（この場合は、国庫補助事業完了後１０年を経過していないものであっても対象とする。）

4　納付金の取扱い

(1)　国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

①　包括承認事項

②　学校用地取得費補助金を受けずに保有している当該学校用地又は関連学校（分離新設がなされた場合、分離新設の母体校をいう。）用地との換地を行う場合の当該換地部分

③　その他文部科学大臣が特に認める場合

(2)　国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の面積に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の面積に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫納付するものとする。

（別紙様式１）

第　　号
平成　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

市町村長名（記名押印又は署名）

学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定により、別紙のとおり承認してくださるよう関係資料を添えて申請します。

記

1　処分の内容

学校名	補助年度	事業名	補助対象面積	補助金額	最近の財産処分直後又は当初の校地面積	今回財産処分申請に係る面積・金額		処分内容	処分予定年月	備考
						面積	金額			
			㎡ （　）	千円	㎡ （　　）	㎡ （　　）	千円			

（　）内は校地有効面積の内書き

2　経過及び処分の理由

3　添付書類
(1)　実績報告書
(2)　建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
(3)　その他参考資料

4　経由機関

都道府県教育委員会名　　印

（記入要領）
○処分の内容

※１　※２　※３　※４

1　「事業名」欄：事業名（急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地）を記入する。
※１　急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
※２　急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
※３　特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
※４　提供用地：提供施設代替借用校地購入費補助金、提供施設代替借用校地購入事業
2　「今回の財産処分申請に係る面積・金額」欄：今回財産処分申請面積及び財産処分申請に対する補助金相当額を記入する。
3　「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入する。
4　その他：換地の場合は「備考」欄に「換地」と記入する。

（別紙様式２）

第　　号
平成　年　月　日

文部科学大臣　殿

市町村長名（記名押印又は署名）

学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、平成２０年６月１８日付け２０文科施第１２１号「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1　処分の内容

学校名	補助年度	事業名	補助対象面積	補助金額	最近の財産処分直後又は当初の校地面積	今回財産処分申請に係る面積	処分内容	処分予定年月	備考
			㎡ （　）	千円	㎡ （　　）	㎡ （　　）			

（　）内は校地有効面積の内書き

2　経過及び処分の理由

3　添付書類
(1)　建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
(2)　その他参考資料

4　経由機関

都道府県教育委員会名　　印

（記入要領）
○処分の内容

※１　※２　※３　※４

1　「事業名」欄：事業名（急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地）を記入する。
※１　急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
※２　急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
※３　特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
※４　提供用地：提供施設代替借用校地購入費補助金、提供施設代替借用校地購入事業
2　「今回の財産処分申請に係る面積」欄：今回財産処分申請面積を記入する。
3　「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入する。

※別添１「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」は省略

２文科施第３４３号
令和２年１２月２３日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山　﨑　　雅　男

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における
公印押印手続の見直しについて（通知）

各府省等においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、行政手続における書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めているところです。このたび、公立学校施設整備費補助金等や学校用地取得費補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分を行う場合に提出が必要となる財産処分承認申請書及び財産処分報告書については、公印押印を求めないこととしましたので通知します。この通知の発出日（令和２年 12 月 23 日）以降は、下記により取り扱うこととしますので、各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

１　公印押印を求めないこととする文書

(1)「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和２年 12 月９日付け２文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に基づき提出する「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」

(2)「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づき提出する「学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書」及び「学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書」

※なお、公印を押印しない場合であっても、各地方公共団体においてしかるべく決裁を経た正式な公文書であることが必要ですので、御留意ください。

２　公印を押印しない場合の申請書及び報告書の留意事項について
別添のとおりとする。

本件問合せ先
文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部
施設助成課 振興地域係 萩尾、髙山、小林
TEL 03-5253-4111（内線 2001）
E-mail zaisansyobun@mext.go.jp

別添

公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、下記の要領で、申請（報告）自治体及び経由機関の連絡先等を記載してください。

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和２年 12 月９日付け２文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）別紙様式１

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1)申請自治体
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和２年 12 月９日付け２文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）別紙様式２

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、令和２年１２月９日付け２文科施第 281 号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　報告自治体及び経由機関の連絡先等

(1)報告自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）別紙様式１

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

市町村長名

学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、別紙のとおり承認してくださるよう関係資料を添えて申請します。

記

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1)申請自治体
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関
担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）別紙様式２

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

市町村長名

学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、平成２０年６月１８日付け２０文科施第 121 号「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

４　経由機関

都道府県教育委員会名

５　報告自治体及び経由機関の連絡先等

(1)報告自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2)経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

事　務　連　絡
令和２年１２月２３日

各都道府県教育委員会施設主管課　御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直し及び提出方法並びに財産処分の承認書等の押印廃止について

平素より、円滑な財産処分事務処理に御協力いただきありがとうございます。

公立学校施設整備費補助金等や学校用地取得費補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分を行う場合に提出が必要となる財産処分承認申請書及び財産処分報告書については、公印押印を求めないこととする旨、令和２年 12 月 23 日付け通知にてお知らせしたところですが、関連文書についても同様に公印押印を求めないこととするとともに、施設助成課が担当する補助事業に係る財産処分関係書類の提出方法については下記のとおりとします。あわせて、文部科学省から発出する財産処分の承認書等について、今後は下記のとおり、公印を押印しない扱いとします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

１　公印押印を求めないこととする関連文書

(1)「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」等を提出する際に必要に応じて添付することになっている「顛末書、理由書等」

(2) 平成 20 年２月 29 日付け事務連絡「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について」に基づき提出する「基金設置及び積立状況調書」等を含む報告文書

２　提出方法について

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」等の提出方法については、以下のとおり、従来の紙提出のほか、公印を押印しない場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条の２及び第 26 条の３並びに文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 30 号）の規定に基づき、添付資料と併せ、電子メールにより提出することが可能である。

(1)紙媒体による郵送提出

(2)電子ファイルによるメール提出（公印を押印していない文書のみの場合に限る。）

なお、(2)を選択する場合は、以下の点に留意すること。

・必要書類の電子ファイルを番号順に整理・分割し、専用アドレス（zaisansyobun@mext.go.jp）宛てに提出すること。
・提出の際には、メールに送信者名、担当部署名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載するとともに、メールで提出する旨を施設助成課振興地域係に電話で伝えること。
・電子ファイルの容量が大きく、メールに添付することが難しい場合は、施設助成課振興地域係に問い合わせること。

３　財産処分の承認書等の押印廃止について

文部科学省から発出する「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認書」等の文書についても､今後は公印の押印を廃止するとともに､ＰＤＦファイル形式でメールにて送付することとする。押印廃止後は、このＰＤＦファイルを正本として扱うものとし、紙での送付は行わない。文書には問合わせ先（施設助成課振興地域係）が明記されていること、また、専用アドレス（zaisansyobun@mext.go.jp）から送信されていることにより、文書の真正性を確認することが可能である。

本件問合せ先
文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部
施設助成課 振興地域係 萩尾、髙山、小林
TEL　03-5253-4111（内線 2001）
E-mail　zaisansyobun@mext.go.jp

事　務　連　絡
平成２０年２月２９日

各都道府県教育委員会施設主管課
施設・助成担当係長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課振興地域係長

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における
基金積立状況等の報告について

標記について，「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成１９年３月２８日付け１８文科施第６０１号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）３（２）③ア（イ）により納付金を免除された財産処分については，当該財産処分の日から１年以内に補助金相当額以上の額を積み立て，適切に運用することとしています。

ついては，該当する処分がある地方公共団体については，基金の設置及び積立状況等を別紙様式等によって，補助金等を所管する各課宛に報告されるようお願いします。

また，このことを域内の市区町村等に対し，連絡されるようお願いします。

なお，本報告については，処分の日から１年以内の基金積立状況等を確認する趣旨で実施するものであり，継続的に運用状況の報告を求めるものではないことを申し添えます。

【事務担当】
大臣官房文教施設企画部
施設助成課振興地域係
TEL：03-5253-4111（内線2001）
FAX：03-6734-3743

（別紙様式）

平成　　年　　月　　日

所管課長※１　　殿

都道府県又は市町村名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について

標記のことについては，本域内における公立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て，適切に運用しておりますので，下記のとおり状況等を報告します。

記

１．承認年月日等：平成　年　月　日付け　文科施第　　号

２．基金に関する条例等の名称：

３．積み立て額：　　千円

４．添付資料

（１）「基金設置及び積立状況調書」（別紙）

（２）基金に関する条例等の写し

（３）承認通知書の写し

※１　次のいずれかから選択の上、記入すること

大臣官房文教施設企画部施設企画課長

大臣官房文教施設企画部施設助成課長

初等中等教育局幼児教育課長

初等中等教育局教育課程課長

基金設置及び積立て状況調書

（単位：円）

都道府県名	設置者名	学校名	財産処分年月日	処分の内容	基金設置年月日	基金に積み立てるべき額	基金積立て額	基金積立て年月日	取崩額	取り崩して整備した内容	積立金残額

事　務　連　絡
平成 28 年３月 30 日

各都道府県教育委員会施設主管課
施設・助成担当係長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課振興地域係長

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の更新手続に係る添付資料の取扱いについて

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成２７年７月１日付け２７文科施第１５８号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「部長通知」。）に基づき事務処理を行っていただいているところです。

このたび、既に財産処分の承認を受けたもの（報告事項を含む。）について、処分内容に変更がなく、単に処分期間の更新を行う場合は、添付資料を簡素化し、下記のとおり取扱うこととしますので、このことを域内の地区町村に周知し、財産処分承認申請書又は財産処分報告書の事務処理に遺漏のないようお願いします。

ついては、このことを域内の市区町村に対し、連絡されるようお願いします。

記

１　添付資料

(1)　承認事項の場合

ア　転用の場合

・直近の財産処分承認通知書の写し
・更新履歴一覧（別添）

イ　貸付の場合

・直近の財産処分承認通知書の写し
・更新履歴一覧（別添）
・新旧の賃貸借契約書

(2)　報告事項の場合

・直近の財産処分報告書の写し
・更新履歴一覧（別添）

２　留意点

・処分内容に変更（貸与額の変更も含む。）が生じた場合は、本取扱いは該当しません。部長通知２（２）に基づき、財産処分手続を改めて行う必要があります。
・当初の財産処分に係る添付資料については、随時確認ができるよう文書保存期間を延長するなど、適切に取扱っていただくようお願いします。

【事務担当】
大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係
TEL：03-6734-2464
FAX：03-6734-3743

別添

（更新履歴一覧）

学校名※1	処分内容※2	財産処分承認又は報告（更新）年月日※3
（例） ○○小学校	（例） ・公民館に転用 ・老人デイサービスセンターとして有償貸与（社会福祉法人○○） 等々	平成２８年４月１日
		平成２９年４月１日
		平成３０年４月１日

※１　財産処分承認申請（報告）書の「１　処分の内容」に記載している学校名を記載してください。

※２　〃　処分内容（財産処分の種類（転用、貸与等）、有償・無償の別、処分先）を記載してください。

※３　財産処分承認通知書の承認年月日又は財産処分報告書の申請日を記載してください。

（注）当初の財産処分に係る添付資料については、随時確認ができるよう文書保存期間を延長するなど、適切に取扱っていただくようお願いします。

事　務　連　絡
平成２５年８月２１日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課　御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室

「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の
推進について」（通知）に関する補足説明について

先般、「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（通知）」（平成２５年８月７日付２５文科施第２０２号）において、既存の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進をお願いしましたが、本通知の留意点等を別紙のとおり補足説明としてまとめましたので、参考としていただくようお願いします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会施設主管課においては、域内の市区町村教育委員会施設主管課に対して周知を図られるようお願いします。

（本件連絡先）
【通知全体について】
大臣官房文教施設企画部施設企画課
防災推進室防災推進係、施設防災企画係
電話：03-5253-4111（内線2235、3184）
【公立学校施設の財政支援等について】
大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係、整備計画係
電話：03-5253-4111（内線2463、2462）
【公立学校施設の財産処分について】
（屋内運動場・講堂について）
大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係
電話：03-5253-4111（内線2464）
（武道場・屋内プールについて）
スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課施設係
電話：03-5253-4111（内線3774）

（別紙抜粋）

問１３　天井を撤去した場合、財産処分手続きは必要か。

（答）

施設としての機能を損なわない（補助金等の交付の目的に反しない）限り、財産処分手続は不要です。財産処分が必要となる場合の手続きについては、当該施設の国庫補助の内容により扱いが異なりますので、詳しくは担当係までお問い合わせ願います。

２文科会第９２０号
令和２年１２月１０日

大臣官房政策課長
大臣官房国際課長
大臣官房文教施設企画・防災部長
総合教育政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長
研究振興局長
研究開発局長
国際統括官
スポーツ庁長官
文化庁長官

殿

大臣官房会計課長
原　克彦

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

このことについて、文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年6月１６日付け２０文科会第１８９号大臣官房会計課長通知別添）の一部を改正し、別添のとおりとしますので通知します。改正の趣旨は下記のとおりです。

記

１　別紙１及び別紙２の様式中「印」を削る。

２　別紙１及び別紙２について、所要の改正を行う。

担　当：大臣官房会計課総務班法規係
電　話：０３－６７３４－２１８５

２０文科会第１８９号
平成２０年６月１６日

文教施設企画部長
生涯学習政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長　殿
研究振興局長
研究開発局長
スポーツ・青少年局長
国際統括官
文化庁長官

文部科学省大臣官房会計課長
戸谷　一夫

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局の長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いします。

なお、各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局の長が本承認基準の特例を定めることができるものとしますので、適切に対応いただくようお願いします。

別添

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

改正　平成 26.3.25 大臣官房会計課長通知 25 文科会第 1156 号
改正　平成 27.4.23 大臣官房会計課長通知 27 文科会第 106 号
改正　令和２.12.10 大臣官房会計課長通知２文科会第 920 号

第１　趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第２２条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第２　承認の手続

１　申請手続の原則

適正化法第２条第３項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙１の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第２条第６項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙１の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注１）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
譲渡：補助対象財産の所有者の変更。
交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。
貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。
取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。
廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。
担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注２）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼ

さない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注３）補助対象財産への再生可能エネルギーの発電設備の設置

補助対象財産に自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に補助対象財産の一部を有償又は無償で貸し出す場合（屋根貸し等）であって、次の２点をいずれも満たす場合は財産処分に該当せず、手続は不要である。

① 補助対象財産の性質や設計上の理由等から補助対象財産の整備目的のためには使用しない場所（通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地等）に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合など、補助対象財産の整備目的を妨げないと認められること

② 補助対象財産である施設の強度を損なうこと、通常の維持管理業務に支障をきたすことその他補助対象財産の財産的価値を損なうことがないこと

（注４）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

（注５）処分制限期間が１０年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が１０年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

２　申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙２により文部科学大臣への報告があったものについては、１にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１８条その他の法律の規定により、適正化法第２２条に規定する文部科学大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）

① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が１０年以上である補助対象財産について行う財産処分

② 経過年数が１０年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第３　国庫納付に関する承認の基準

１　地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が１０年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第４に定める額の納付を求めるものとする。

２　地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

①　包括承認事項のうち、(2) に掲げる災害等による取壊し等の場合

②　経過年数が１０年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア　転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ　交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ　教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ　国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③　経過年数が１０年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第４に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後１０年（残りの処分制限期間が１０年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

３ 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認するものとする。

また、抵当権が実行に移された場合には、適正化法第１７条第１項に基づき補助金等の交付決定を取り消し、適正化法第１８条第１項に基づきその補助金等の返還を命じることとなるので、この旨承認の通知に付記することとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第４ 財産処分納付金の額

１ 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあっては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

２　上記１以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

第５　東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分への準用

この承認基準は、東日本大震災復興特別会計補助金等（文部科学省が所管するものに限る。）に係る財産処分に準用する。

別紙１（略）

別紙２（略）

○補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（抄）

平成二十年四月十日
財計第一〇八七号

補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

一　近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

二　概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。

財産処分手続ハンドブック
～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～

令和 ８ 年 ３ 月　　第十四次改訂

（参考）
財産処分手続きＱ＆Ａ ～正しい理解と適切な実施のために～
平成１６年 ９ 月　　初　　版
平成１７年 ３ 月　　改 訂 版
平成１９年 ４ 月　　第二次改訂
平成２１年 ３ 月　　第三次改訂
平成２３年 ６ 月　　第四次改訂
平成２７年 ３ 月　　第五次改訂
平成２８年 １ 月　　第六次改訂
平成２８年 ３ 月　　第七次改訂
平成２９年１１月　　第八次改訂
平成３１年 １ 月　　第九次改訂
平成３１年 ３ 月　　第十次改訂
令和 ４ 年 ３ 月　　第十一次改訂
令和 ６ 年１０月　　第十二次改訂
令和 ７ 年 ３ 月　　第十三次改訂

発行／文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
（文部科学省ホームページ　http://www.mext.go.jp/）